

令和 3 年

国見町議会会議録

第 8 回 定例会

令和 3 年 12 月 7 日開会

令和 3 年 12 月 10 日閉会

国見町議会

令和3年第8回（12月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（12月7日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
公立藤田病院組合議会（村上 一君）	6
伊達地方消防組合議会（小林聖治君）	7
伊達地方衛生処理組合議会（浅野富男君）	7
陳情の付託	9
議案の上程（議案第68号～第79号）	9
町長提案理由の説明	9
散会の宣告	15

第2号（12月8日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19

一般質問	19
1 番 蒲倉 孝君	19
①防災行政無線（デジタル同報系）について	
②防犯カメラについて	
1 1 番 松浦常雄君	23
①新型コロナワクチンの接種状況と今後の方針について	
①令和3年度予算執行状況と令和4年度予算編成の基本方針について	
8 番 佐藤定男君	28
①令和4年度予算編成の基本方針は	
②「くにみももたん」グッズの内容充実を	
3 番 穴戸武志君	35
①選挙における若者の投票率向上策について	
②当町の文化施設等の管理について	
5 番 山崎健吉君	39
①町民の健康管理について	
②「母子健康手帳」の名称変更について	
7 番 村上 一君	44
①農業経営の安定化対策に対する支援策について	
6 番 小林聖治君	47
①新型コロナワクチン追加接種に対する町の対応について	
②食育の観点からの児童・生徒に食事を提供するプロジェクトの推進について	
1 2 番 浅野富男君	52
①個人情報とデジタル化について	
②生活困窮者へ灯油代補助について	
2 番 八巻喜治郎君	60
①学校等における緊急時の医療体制について	
②商店街の活性化について	
散会の宣告	65

第3号（12月10日）

議事日程	67
出席議員	68
欠席議員	68
遅参及び早退議員	68

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	68
本会議に出席した事務局職員	68
開議の宣告	69
議案第68号 国見町個人情報保護条例等の一部を改正する条例	69
議案第69号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例	70
議案第70号 国見町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均 一課税に関する条例の一部を改正する条例	71
議案第71号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	71
議案第72号 国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例	72
議案第73号 国見町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	75
議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について	77
議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について	78
議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について	79
議案第77号 令和3年度国見町一般会計補正予算(第6号)	79
議案第78号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	87
議案第79号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算(第2号)	88
常任委員長報告	
陳情第18号 住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する陳情	88
追加日程の議決	89
町長提案理由の説明	90
議案第80号 工事請負契約の締結について	90
発議第7号 住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する意見書	91
議員の派遣について	92
常任委員会の所管事務調査について	92
町長挨拶	92
閉議及び閉会の宣告	93

国見町告示第73号

令和3年第8回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月22日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和3年12月7日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和3年第8回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
- 第 5 議案第68号 国見町個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第69号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例
- 第 7 議案第70号 国見町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第71号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第72号 国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第73号 国見町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第13 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第14 議案第77号 令和3年度国見町一般会計補正予算（第6号）
- 第15 議案第78号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第79号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番渡辺勝弘君、11番松浦常雄君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月10日までの4日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、監査委員、農業委員会会長、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和3年第7回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案12件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件です。請願はありませんでした。

一般質問の通告は9議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

定期監査及び例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配

付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、公立藤田病院組合議会について、7番村上 一君。

7番（村上 一君） 令和3年度第2回公立藤田病院組合議会定例会は、去る10月26日午後3時から、病院の2階会議室で開催されましたので、私から報告いたします。

まず、議案の審議に先立ち、管理者から、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響は否めないが、感染予防対策の一つとしてのワクチン接種の進展に伴い、外来患者数は前年度比4,000人増、入院患者数は前年とほぼ同程度に持ち直しつつあること、また、入院の診療単価の増などもあったことから、収支は前年度比1億円程度改善したこと、併せて外来患者数の増が想定を超えていることにも、今後、その推移を注視することが報告されました。

それでは、本会議に提出された議案第3号、令和2年度公立藤田病院事業会計決算認定について概要を説明します。

令和2年度は、新型コロナウイルス蔓延の初年のため、入院、外来とも患者数が大きく減少したことから、収益も減少しました。一方、マスク、手袋、ガウンなどの消耗資材の価格が高騰したため、これらの支出が増大しましたが、新型コロナウイルス対応関連補助金2億3000万円の交付があったことから、僅かですが黒字計上となりました。

まず、収益的収支では、総収益61億8433万1000円、総費用61億7291万3000円、結果、収支差引額1141万8000円の純益となりました。

次に、資本的収支では、収入8億7978万1000円、支出11億9719万8000円、結果、収支差引不足額3億1741万7000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

採決の結果、全会一致で承認されました。

次に、去る11月22日に開催されました藤田病院組合議会臨時会の報告をいたします。

まず、議案に先立ち、病院長から、来年度の研修医6人を採用することになったこと及び膝関節の手術を支援する画期的なロボットMako（メイコー）が導入されたことが報告されました。

議案は次の2点であります。

議案第4号、公立藤田総合病院職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、8月10日の人事委員勧告、さらに10月7日の福島県人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給率0.15月分を引き下げるものです。

議案第5号、令和3年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算は、収入で新型コロナウイルスのワクチン接種委託料や感染症病床確保支援事業補助金などの増によって、収益

62億8188万9000円に、支出を64億5453万円とし、差額は当初の見込み2億2864万2000円の支出過剰から、1億8124万9000円の支出超過とするものです。

議案はいずれも全会一致で可決、承認されました。

次に、病院職員の期末手当の支給率が0.15月分引き下げることとなったことに関して、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、日々職務に精励している感染症対応職員へ慰労金を補正予算化すべきとの動議が出され、全会一致で可決されました。

なお、詳しいことはお手許に配付しております資料でご覧いただきたいと思います。報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方消防組合議会について、6番小林聖治君。

6番（小林聖治君） 伊達地方消防組合議会定例会について報告いたします。

去る10月27日、渡辺勝弘議員とともに伊達地方消防組合議会定例会に出席してまいりました。午前9時30分より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午前11時より、令和3年第4回伊達地方消防組合議会定例会が開かれ、まず、管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審議に入りました。提出された議案は、議案1件であります。

議案第9号、令和2年度伊達地方消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は18億7037万9925円であり、歳出総額は18億2303万6964円でありました。差引額は4734万2961円でありました。

主な事業としては、施設等の整備について西分署の建設用地を取得しており、また、中央消防署に配置の救急自動車1台を更新しました。さらには、災害復旧事業として令和元年東日本台風により被害に遭った救助工作車、資機材搬送車を新たに配置したものであります。

決算の審査については、去る8月16日に実施いたしました。

以上、1議案となりますが、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案書の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で令和3年第4回伊達地方消防組合議会定例会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会について、12番浅野富男君。

12番（浅野富男君） 令和3年度第3回伊達地方衛生処理組合議会定例会は、去る10月27日、組合会議室において午後2時半より開会され、八島議員とともに出席しました。

会議は、福島市議会において去る8月に議会構成の変更があり、当衛生処理組合には、川又康彦議員、村山国子議員が選出されました。このことにより、議員の紹介と議席の指定、続いて、会議録署名議員の指名、会期を1日と決定した後、議事に入りました。

提出議案は、決算認定3件、補正予算3件、監査委員の選任同意1件であります。

まず、議案第10号、令和2年度伊達地方衛生処理組合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額5905万3510円、歳出総額5866万4556円、歳入歳出差引額は38万8954円となっております。

次に、議案第11号、令和2年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定は、歳入総額3億5639万6560円、歳出総額が3億5357万3280円、歳入歳出差引額は282万3280円となっております。

さらに、議案第12号、令和2年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額9億4629万6361円、歳出総額が9億3858万318円、歳入歳出差引額は771万6043円となっております。

決算の審査については、去る8月28日に実施され、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見とともに議会の認定に付されました。

次に、議案第13号、令和3年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算それぞれに18万8000円を増額し、予算総額を5528万8000円とするものであります。

歳出においては、1款議会費のうち議員報酬4,000円、2款総務費のうち財政調整基金積立金18万4000円を増額するものであります。

歳入におきましては、前年度決算確定により、5款繰越金18万8000円を増額するものであります。

次に、議案第14号、令和3年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算にそれぞれ230万3000円を増額し、予算総額を3億5720万3000円とするものであります。

歳出においては、2款基金費のうち、し尿処理施設整備基金積立金232万3000円を増額し、し尿処理事業特別会計減債基金積立金2万円を減額するものであります。

歳入におきましては、1款分賦金のうち公債費分、地方交付税充当額確定により2万円を減額し、前年度決算確定により5款繰越金を232万3000円増額とするものであります。

次に、議案第15号、令和3年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算からそれぞれ202万4000円を減額し、予算総額を6億4745万6000円とするものであります。

歳出においては、1款衛生費のうち、福島県沖地震による災害廃棄物処理事業が完了したことにより、災害対策費673万1000円を減額、3款基金費のうち、ごみ処理施設整備基金積立金407万7000円を増額とするものであります。

歳入においては、福島県沖地震による災害廃棄物処理事業の完了により、1款分賦金242万6000円、3款国庫補助金336万5000円、6款基金繰入金94万9000円をそれぞれ減額とし、前年度決算の確定によりまして、7款繰越金を471万6000円増額とするものであります。

最後に、議案第16号、伊達地方衛生処理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。令和3年10月31日をもって任期満了となるため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとなっております。

以上が提出議案の概要であります。これらは全て原案どおり認定、可決、同意されました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で伊達地方衛生処理組合議会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情1件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第18号は総務文教常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（議案第68号～第79号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、議案第68号から日程第16、議案第79号までの議案12件を一括上程いたします。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和3年第8回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様にはご壮健で出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案した各議案についてご説明します。

本定例会には、条例制定や改正などの一般議案6件、指定管理者の議案3件、一般会計と各特別会計の補正予算の議案3件の計12件の当面する緊急で重要な案件を提案しました。

冒頭、福島県沖地震、新型コロナウイルス感染症の対応について申し上げます。

まず、福島県沖地震についてです。

福島県沖地震の被害は、住家では準半壊10棟が新たに増え、非住家を含めた総件数は615棟となりました。

災害廃棄物処理事業による家屋などの解体は、国の災害査定が全て終了し、さらに、不足する予算を補正計上するとともに、費用償還や公費解体の発注を随時進めています。ホテルプリンスの解体は、昨日の入札で業者が決定したため、本定例会最終日に契約の議案を提出する予定です。

公共施設では、観月台文化センタータワー塔、小坂くらし館浄化槽、役場庁舎の修

繕などについて工事中ですが、年度内に全て完了する予定です。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

福島県の非常事態宣言と併せて実施していた町の独自対策は、県の対策終了に伴い、9月26日で終了しましたが、リバウンドによる感染の急拡大を防ぐため、引き続き基本的な感染対策の徹底を呼びかける広報啓発活動を進めています。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてです。

県が運用するワクチンバンクを活用し、他の自治体からワクチンの融通を受けるなどした結果、希望する町民への接種のめどが立ったため、11月末をもって集団接種を終了しました。今後は、12歳到達者へのワクチン接種を順次進めるほか、3回目の接種に向けた体制づくりを進めます。

次に、令和3年9月第5回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、すくすくももさぼ祝い金についてです。

子どもの誕生を祝福し、子育ての経済的負担を軽減し、健やかな成長を支援するため、前回の報告以降、新たに男児2件、女児2件の計4件に交付し、累計は18件です。

次に、特定不妊治療費助成についてです。

子どもに恵まれない夫婦に対し、不妊治療の医療保険適用外となっている体外受精や顕微授精の治療費の一部を助成するもので、これまで2組に助成しています。

次に、脱メタボ運動教室についてです。

町民健診の結果を基に、メタボリックシンドロームの兆候のある対象者に運動教室を16回実施し、36名の参加がありました。8月に導入したインボディでの検証と併せ、健康づくりを支援していきます。

次に、敬老会の中止についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響から、昨年度同様、今年度の敬老会を中止しましたが、敬老の日に合わせて記念冊子と記念品を配布しました。

次に、戦没者追悼式についてです。

6年ぶりとなる戦没者追悼式は、11月4日、来賓、遺族含め約60名が出席して行われました。その後、遺族会主催の慰霊祭が行われています。

次に、国見町デイサービスセンター指定管理者候補者の選定についてです。

今期の指定管理期間が令和3年度末に満了するため、指定管理者候補者選定委員会を設置し、次期指定管理候補者の選定を進めてきました。11月19日に開催した選定委員会で、社会福祉法人国見町社会福祉協議会を適当と認めるとの報告があったことから、本定例会に指定に関する議案を提出しました。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、除染対策事業・仮置場原状回復工事についてです。

小坂方部1号、藤田方部2号は年度内返地に向けて、境界復元測量などを進めてい

ます。また、小坂方部2号、藤田方部3号、大木戸方部2号も年度内返地に向けた工事を進めています。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

福島県が実施している滝川、滑川改修工事は、順調に進捗しているとの報告を受けています。

次に、道路事業要望活動についてです。

県道五十沢国見線の歩道設置は、9月29日に福島県県北建設事務所長に要望を行いました。また、11月16日には東北地区国道協議会の要望活動に参加し、国道4号伊達拡幅の早期改良を要望し、併せて国会議員への要望活動を行いました。

次に、国見町水道事業ビジョン策定についてです。

11月19日までパブリックコメントを実施しましたが、意見がなかったことから、今月中に水道事業経営審議会を開催し、答申を受ける予定です。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、外国語指導助手の配置についてです。

11月1日にカナダ、モントリオール市出身のアレックス・ブローさんが着任し、中学英語の授業支援のほか、小学生や幼稚園児との交流を通じ、英語はもちろん、外国文化なども教えることとなりました。

次に、GIGAスクールについてです。

中学校では、学校と家庭を結ぶオンラインテストを実施し、映像と音声の双方向の接続が確認されたことから、家庭での学習環境を生かし、効果的な運用を図っていきます。

次に、不織布マスクの配布についてです。

新型コロナウイルス感染症対策として、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒にマスク1箱を配布し、正しいマスクの着用と励行を指導しました。

次に、国見町公営塾事業についてです。

中学1年生、2年生のコースが10月に開塾したことから、小学校5年生、6年生を対象とした放課後教室ハル小学部と併せて、公営塾の体制が整いました。また、11月17日には、内堀知事が放課後塾ハルを訪問し、運営する地域おこし協力隊員と懇談しています。

次に、国見町子ども・子育て支援推進協議会についてです。

10月28日に協議会を開催し、今年度の子ども・子育て支援の取組状況や認定子ども園の設置に向けた庁内検討委員会の状況などを報告するとともに、協議を行いました。

次に、晴れphoto inくにみについてです。

新型コロナウイルス感染症蔓延のため、開催を延期していたこの事業を11月20日に実施しました。参加者は久々の再開を喜んでいました。

次に、公民館事業についてです。

新年度就学児童保護者を対象とした食育と子どもの成長についての講演会、ピラテ

イス教室や終活・相続講座を実施しました。また、10月と11月には、読書グループよみきかせみみずくによるおはなし会も実施しています。

さらに、町社会教育委員の羽根田ヒサさんが福島県市町村社会教育委員連絡協議会長表彰を、国見町公民館が福島県教育委員会教育・文化関係表彰をそれぞれ受賞しました。

次に、芸術文化事業についてです。

内谷春日神社太々神楽保存会が、伊達市ふるさと会館で開催された福島県芸術祭に招かれ、猿田彦の舞を披露しています。また、町の自主事業、観月台クラシックスとして、松本蘭ヴァイオリンコンサートを開催しました。

次に、社会体育事業についてです。

10月に開催した町駅伝競走大会には、12チームが参加し、健脚を競いました。

また、市町村対抗の軟式野球、ソフトボール、駅伝大会にもそれぞれ出場し、健闘しました。さらに、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた検討委員会では、先進地視察やワークショップを行いながら、スポーツクラブの早期設立に向けて取り組んでいます。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、凍霜害対策についてです。

平成以降で最大規模だった今春の凍霜害対策は、現在、芟除作業費と燃焼資材購入費の補助金交付に向けた確認作業を行っています。引き続き次年度以降の降霜に備えるため、関係機関と連携した対策を進めます。

次に、国見町農業地域整備計画の見直しについてです。

おおむね10年先を見据えた計画づくりに向けて、アンケート調査の実施と集計を進めます。今後は、説明会や整備計画検討委員会の開催、福島県との協議などを重ね、令和4年度中に改定する予定です。

次に、風評対策事業についてです。

10月23日と24日の2日間、道の駅国見あつかしの郷で開催した国見マルシェは、生産者が消費者と直接対話しながら安全性とおいしさを説明し、風評の払拭を図るとともに、交流町の岐阜県池田町、栃木県茂木町、岩手県平泉町、さらには、県内外の道の駅も出店し、多くの来場者でにぎわいました。

次に、令和3年産米のモニタリング検査についてです。

旧町村ごとに3か所、計15か所の圃場を選定し、検査を実施した結果、いずれの玄米からも放射性物質は検出されませんでした。

次に、あんぽ柿の放射能検査についてです。

J Aふくしま未来の国見共選場で、11月16日から令和3年産のあんぽ柿検査が開始されました。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所についてです。

長期、短期それぞれの研修は、計画どおりに進んでいます。6名の長期研修生は、来春の自立就農に向け、農地の確保、青年等就農計画の作成などを進めています。ま

た、次年度の長期研修生の応募も随時受け付けています。

次に、鳥獣被害対策についてです。

鳥取地内に試験設置していた野生動物撃退装置モンスターウルフの効果が確認されたため、1台の購入を決定しました。現在は、被害が多い石母田地内に設置してあります。

次に、令和3年産米の米価支援策についてです。

新型コロナウイルス感染症の蔓延で外食需要が大きく落ち込み、米の在庫が増えたことから、令和3年産米のJA概算金が前年比約27%と大幅に減少しました。米農家の営農継続が危惧されていることから、町独自の緊急支援策を講じるための補正予算を本定例会に提出しました。

次に、道の駅国見あつかしの郷指定管理者候補者の選定についてです。

今期の指定管理期間が令和3年度末に満了するため、指定管理評価選定委員会を設置し、次期指定管理候補者の選定を進めてきました。11月19日に開催した選定委員会で、国見まちづくり株式会社を適当と認めるとの報告があったことから、本定例会に指定に関する議案を提出しました。

次に、イオンモールの出店についてです。

設置者のイオンモール株式会社が県に提出した新設届出書への町の意見として、地域貢献策の実現と交通渋滞の緩和の2つを県に提出しました。

次に、プレミアム商品券事業についてです。

新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ町内の消費喚起と商工業者支援のため、プレミアム商品券事業を実施することとしました。前回の指摘を基に、全町民が既定分を購入できるよう引換制度を導入し、12月1日から商工会と道の駅国見あつかしの郷で商品券の販売を始め、昨日までに3,700セットの購入がありました。

なお、本事業は、町内87店舗が参加し、来年2月28日まで使用可能です。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

まず、令和3年度表彰式についてです。

11月24日に特別功労者2名、功労者3名、善行表彰1名の計6名を表彰しました。

次に、タウンミーティングについてです。

前回の報告以降も、地区の代表者、子育て世代、各種団体、そして、小学生など、延べ24回の開催となりました。懇談の中で出された意見、要望を踏まえ、引き続き町政執行に生かしていきます。

次に、子ども議会についてです。

11月18日に子ども議会を開催し、国見小学校6年生6名から、まちづくりについての質問を受けました。その後で開催した子ども版のタウンミーティングでも、多くの意見や質問が出されました。

次に、地方創生推進事業についてです。

エリアデザインラボを6月から5回実施しています。参加者は、まちづくりの考え

方やデッサン、デザイン、イラストの技術を学ぶ人材育成講座を受講しています。

次に、中尊寺ハス絵画コンクールについてです。

9月14日に審査会を開催し、199の応募作品から最優秀賞5点、優秀賞11点、入賞36点を選定しました。入賞作品は町内各施設で展示しています。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

10月末日現在で、町から本人に交付したカードは3,630枚で、交付率は42%です。引き続き月1回の日曜窓口を開設し、普及を図ります。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まず、総合計画審議会についてです。

9月24日に総合計画審議会を開催し、第5次国見町振興計画後期計画の評価と第6次国見町総合計画の推進を審議、併せて地方創生推進交付金事業の評価をしました。

次に、移住・定住事業についてです。

町職員による庁内検討委員会やワークショップを開催し、移住・定住促進施策のブラッシュアップを進めています。また、10月8日には、国見町定住化促進住宅建設事業の地鎮祭が行われ、来年4月入居に向けて建設工事が進められています。

なお、本定例会に関連する条例改正議案を提出しました。

次に、福島圏域連携中枢都市圏についてです。

連携中枢都市圏ビジョンは、総合計画管理本部会議で必要とされる具体的な連携施策や取組を確認しました。また、11月2日に開催された圏域首長会議で福島圏域連携中枢都市圏の形成に向けた協議を進めることとしました。

それでは、本定例会に提案した各議案の概要を申し上げます。

議案第68号「国見町個人情報保護条例等の一部を改正する条例」から議案第73号「国見町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」までは、法令の一部改正や制度の充実などに伴い、町条例の新規制定や所要の改正を行うものです。

議案第74号から議案第76号までの公の施設の指定管理者の指定については、それぞれの施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第77号「令和3年度国見町一般会計補正予算（第6号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億945万9000円とするものです。

歳出補正の主なものは、災害等廃棄物処理事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、米価下落支援事業、町債の繰上償還などの増によるものです。

議案第78号「令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」と議案第79号「令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）」は、人件費の増、事業費の増などによるものです。

以上、本定例会に提案した各議案の提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の

上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしく願
いします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

11時5分より、本議場において議案調査会を行い、その後、総務文教常任委員会
を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたしますので、ご参集願
います。

明日8日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時56分）

第 2 目

令和3年第8回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番	蒲倉 孝君	2番	八巻喜治郎君	3番	宍戸武志君
4番	（欠番）	5番	山崎健吉君	6番	小林聖治君
7番	村上 一君	8番	佐藤定男君	9番	（欠番）
10番	渡辺勝弘君	11番	松浦常雄君	12番	浅野富男君
13番	八島博正君	14番	東海林一樹君		

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福祉課長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局局長	実沢隆之君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君
農業委員会会長	澁谷福重君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、建設課長より、会計実地検査のため本日の定例会を欠席する旨届出がありましたので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、1番蒲倉 孝君。

蒲倉 孝君。

（1番蒲倉 孝君 登壇）

1番（蒲倉 孝君） では、さきに通告いたしました内容について質問させていただきます。

防災行政無線（デジタル同報系）についてでございます。

防災行政無線の運用については、平成24年5月1日より開始しており、9年超が経過しております。防災行政無線については、町民への伝達手段として重要視していると伺っておりますが、以下についてお尋ねいたします。

まず、戸別受信装置のCR-668型というのは、デジタルと明記されており、屋外アンテナの設置数を削減できると聞いております。しかし、現状は、いまだに天候により左右され、途切れ途切れの世帯が多い状況にございます。

中継局の設置や、屋外拡声器の設置検討についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 1番蒲倉 孝議員のご質問にお答えいたします。

同報系の防災行政無線につきましては、東北総合通信局から免許を受けて運用しております。その際、町以外の近隣自治体などへ不必要な電波を送らないよう、最小限の出力とされております。そのため、基地局から離れていたり、さらには比較的近距离でも遮蔽物などの陰になるような場所では、内蔵アンテナでは受信をしにくいということでございまして、外部アンテナの設置をお願いをしております。

議員お住まいのエリアにつきましても、地形の起伏の陰になったりという理由で、比較的近距离にもかかわらず、外部アンテナが必要になる箇所があることも把握をしております。

なお、中継局や屋外拡声子局の設置につきましては、事業費が非常に多額になるということ、さらに現行基地局も含めて免許の変更が必要になるということから、現実

的ではないと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） やはり内容は変わっていないようですが、現在、戸別外部アンテナの設置の推奨をしておりますけれども、設置状況はいかがでしょう。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

外部アンテナの設置の状況ということでございますが、現時点で997本、997台分の外部アンテナが設置をされているということでございます。おおむね3分の1というような状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 結構多い数が設置されているので、初めて分かりましたが、ただ、中継局を設置することで、大切な緊急連絡を伝えられるとは思いませんか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

冒頭申し上げましたとおり、東北総合通信局からの免許を受けて運用しているということでございます。その際に、免許を受けたとき、これは当初設置したときの話にはなりますけれども、その際に、この地形でどの程度の電波を送信すれば、どこにどれだけ届くかという試算をした上で、免許を受けているということでございます。そのことから、中継局がそこに必要なかどうか、そういった判断も業者や実際に許可を出す総務省東北総合通信局で十分検討された上で、決められた部分でございます。そういったことから、中継局については、いわゆる不達地域が広範囲にわたる等の理由がないと、なかなか難しいというふうにご理解をいただければと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、町民への伝達方法は、この防災行政無線以外では、何か検討、もしくは実施したりされているでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

防災行政無線以外の伝達方法という部分でございますが、一番分かりやすいところは各携帯キャリア、携帯電話事業者のそれぞれからの緊急速報メールを町で一括して送る仕組みを持ってございます。それから現在、Lアラートと申しまして、町で情報を登録すると、テレビなどに避難の情報ですとか、そういったものが流れる仕組みがございます。それも情報伝達の一つだろうと考えております。

ただ、先ほども申し上げましたが、外部アンテナを接続することによって伝達はできるものと考えておりますので、複合的に防災行政無線だけではなく、緊急速報メール、テレビなどのメディアを通じていろんな形で避難に関する情報、町からお伝えし

たい情報についてはあらゆる手段でお伝えをするべきだろうと考えておりますし、現在もそのように運用しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、次の質問になりますが、冒頭話したとおり、機器は9年超経過しております。現在、新しい機種で文字表示装置付個別受信機というのもございます。機器の劣化も含めて、代替の検討がなされているかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

この同報系の防災行政無線は、議員おっしゃるとおり、9年超、現実的には、東日本大震災の直前にこのシステムが概成したということですので、10年を超える運用期間というところでございます。

これまで大きなトラブルもなく運用をまいりましたが、製造物ですので、いわゆる機器の老朽化というのは否めないところでございます。更新と長寿命化、その両方の側面について、検討をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、一定の期間を過ぎると、いわゆる修繕のための部品などが入手しにくくなったりということがございます。また、それを補う代替の部品で対応できる場合もございます。そのような予防的修繕をしていくことによって、長寿命化を図ることができるのではないかと考えがまず1つでございます。

それから、その反面といいますか、先程緊急速報メールなどのお話をさせていただきましたが、東日本大震災の頃はスマートフォンは一般的でございました。そのスマートフォンが現在、かなりの数が普及しているという現実もございます。アプリを通じて文字データなど、今ある文字表示の戸別受信機等に代わるものも仕組みとしてはできるのではないかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、お金はかかることとなりますので、費用対効果補助などもよく見極めて、その仕組みについては検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、お聞きしますが、ボリュームを聞こえないくらいに下げたり、電源を切ったりされている世帯もあると伺っておりますが、町としては、そういった方々にお知らせするなど、何か対策はされているでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

ボリュームにつきましては、一番下げて、聴取をされている世帯については、非常時には緊急一括放送という選択をすることにより、ボリュームを一番低くしてありましても、最大のボリュームで町から送信することができる仕組みがございます。従いまして、どうしても危険が迫っている、どうしてもこれはお伝えをしたいという部分に関しては、そういう方法でお伝えをするということとなります。

また、電源に関しましては、自動的に電源を入れる仕組みはございませんので、ぜひ入れておいていただき、気になる場合はボリュームを下げておいていただくなどの利用を、今後とも回覧などを活用してお伝えをしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 緊急時には、そういったこともできるということで、すごく安心が持てるかと思えます。

ただ、災害は本当にいつ起こるか分かりませんので、お金のかかることだと思えますが、優先順位を上位にさせていただいて、検討をよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

2 番目、防犯カメラについてでございます。

首都圏が多いことではありますが、凶悪な犯罪が後を絶ちません。また、交通事故も同様に多発しております。このような中、捜査の力になっているのが防犯カメラということは、マスコミの報道などで周知のとおりでございます。このような状況の中で、国見町が設置している防犯カメラについてお伺いいたします。

国見町防犯カメラ設置運用基準の別表（第2条関係）には4か所、役場庁舎、観月台文化センター、道の駅国見あつかしの郷、あとは板橋南団地、これはエレベーター内になりますが、この4か所に設置されているとなっております。設置目的には、施設の安全管理と記載されておりますが、防犯カメラは町民の安心・安全なまちづくりのため、通学路の危険な箇所や夜間危険な場所、交通の多い場所、例えば県道107号沿いに設置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 担当課長が本日欠席しておりますので、私がお答えをします。

町は、国見町防犯カメラの設置及び運用に関する条例とその運用基準を定めまして、個人情報保護等の観点から官民設置を問わず、防犯カメラの厳格な運用を求めています。

町では、基準に定めますとおり、公共施設4か所に防犯カメラを設置しています。

現在、設置しています防犯カメラは、撮影対象が施設利用者に限定されております。これに対しまして、公共空間でございます道路に設置する場合、通行する不特定多数の方が対象となるため、その個人情報の保護の観点から住民の理解が大前提ということになります。

そして、また、道路法では、道路管理者は歩行者や車両が安全かつ円滑に運行できるよう求められております。

道路附属物、ガードレールとか電柱でございますけれども、それがその構造上、防犯カメラなどを設置することを前提としていないため、道路附属物としての防犯カメラなどの破損、落下など、町道、県道にかかわらず、道路管理上の支障となるという懸念もありますので、防犯カメラの設置目的に照らしますと、慎重な判断が求められるものと考えています。

したがいまして、総合的に判断しまして、現時点では、新たな防犯カメラの設置を検討する状況にはないと考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 個人情報というのはあると思いますが、ただ、防犯カメラには、抑止効果というのもあると伺っております。例なんですけれども、県道46号線、白石国見線から町道1062号線の立体交差、ちょうど国見ニュータウンに上がる場所では、もともとサラリーマンの方とか営業の方が昼食を取って、その食べ物を不法投棄しているのが絶えなかったんです。

そこで、板橋南町内会では、町内会独自に犯罪や事故の未然防止、あとは住民の安全・安心に暮らすことを目的に、防犯カメラを平成28年に3基設置いたしました。もともとは、そういう抑止効果を図る目的でつけたんですが、本当にぴたっとその不法投棄が止まりました。ですので、全てを接続しなくても、そういった抑止効果を持てるダミーでも結構なので、何か犯罪を未然に防げる施策を検討していけないかどうか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをいたします。

防犯カメラによる抑止効果というのは十分理解できる場所ではございますが、それをもって全て解決できるものでもないと考えています。逆に犯罪などは、防犯カメラがあっても起きるときは起きますし、事故などもそうでしょう。不法投棄などは、ある程度の抑止効果はあるかなとは考えますけれども、先ほども申し上げましたとおり、公共の場に防犯カメラをつけるということになりますと、プライバシーの問題がやはり一番問題になってくるということで、それからの住民の理解の醸成を図った上で、例えば人口が増加をして、犯罪が数多く発生してきたという場合になれば、防犯カメラの設置についても当然検討をしていく必要はあると考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 抑止効果についてはご理解をいただいていると思います。ただ、今の防犯カメラというのは、固定されているところはモザイクもかけられます。実際、板橋南町内会の防犯カメラはモザイクをかけています。ですので、運用基準をしっかり設ければ、そういった犯罪を防げるかなと思います。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、11番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（11番松浦常雄君 登壇）

11番（松浦常雄君） さきに通告しておきました2点について質問します。

1点目は、新型コロナワクチンの接種状況と今後の方針についてでございます。

約1年半前から日本国内で新型コロナウイルス感染が広がり、第5波を数えること

になりました。経済的にも、生活の面でも国民に大きな被害をもたらしました。現在は、全国的に見て感染者がかなり少なくなり、ゼロの県が多く見られます。本町内でも感染者ゼロが続いております。新型コロナワクチンの集団接種は11月30日をもって終了となっております。

そこで、これまでの町内の16歳以上の集団接種の1回目と2回目の接種者の割合はどのようなになっているのか伺います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 11番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

このたびの新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、12歳以上の町民が対象となっておりますので、まずは11月末現在の町民全体の実績についてお答え申し上げます。

11月末現在、1回目の接種を終了した方は7,577人で全体の91.2%、2回目の接種も終了した方は7,458人で89.8%となっております。

ご質問の16歳以上の町民に限りますと、1回目を終了した方が7,374人で91.8%、2回目も終了した方が7,265人で90.4%となっております。

なお、町外の会場で接種した方のうち、国の接種管理記録システムに正しく登録されていない方が一定数存在するようでございます。このため、実際の接種率はもう少し高くなるものと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） かなり高い数字だと思いますが、国とか県の平均と比較した場合はどうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

11月末現在の国・県の数値が明らかではありませんが、県の本部会議のデータと比較しましても、町の接種率のほうが高い数字が出ております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） ワクチン接種者の割合は世界的に見て、日本は高いほうであるとされています。ただいまの説明でもかなり高いことが分かりましたが、これ以上高めるといことは考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

実は、接種率について、当初計画では75%を想定していたところでございます。町では、接種率の向上を図るために、10月末にワクチンを受けておられない方全員に11月で集団接種が終了するというお知らせと併せまして、ワクチン接種の勧奨を行いました。最終的に90%を超える予約率を頂戴したところでございます。ワクチン接種を体質的にもできない方などもおりますので、希望者への接種はほぼ完了し、

おおむね目的は達成できたと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） 町内では、このように高い接種率になったということは、行政の努力も大きかったのではないかなと思いますし、町民もそれを受けてワクチン接種の必要性を考慮し、進んで接種したということになるのかなと思います。

1 2 歳から 1 5 歳までの生徒のワクチン接種については、子どもも親も不安を持っている方が多かったと聞いていますが、それを軽減するための対策は取ってきたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

日本小児科学会では、これまでの海外での実績や国内での治験を基に 1 2 歳から 1 5 歳までの健康な子どもへのワクチン接種を推奨しております。

これを踏まえまして、町におきましては、保護者の不安軽減だけでなく、アレルギーなどで接種できない児童生徒に対する配慮や迷走神経反射など、思春期特有の反応への配慮から集団接種や、あるいは開業医での個別接種ではなくて、公立藤田総合病院の中での接種としたところでございます。

また、ワクチンの接種にあたりましては、保護者の同伴を原則といたしまして、予診の際には、母子健康手帳の提示も求めるなど、細心の注意を払って実施しているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） いろんな配慮をなされた上で対策を取ってきたということで、それは大変よかったなと思います。

次に、現在、日本では、新型コロナウイルスの新規感染者が激減して収束するかと思われた矢先に、オミクロン株が出てきまして、世界的に広がるのが懸念されています。これが広がれば、第 6 波の感染拡大になることが心配されるわけです。それを少しでも食い止めるために、国は 3 回目のワクチン接種を推進しようとしております。町でも町民に 3 回目接種計画が示されています。しかし、それは 2 回目の接種から 8 か月を経た人を対象に考えているようです。最近のマスコミの報道、あるいは首相の話などから、8 か月を待たないで、前倒しでやるという国の方針が示されて、これからはっきりするんだろうと思いますけれども、そうした場合、3 回目接種については計画の見直しが必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

まず、ワクチン接種の前倒しにつきましてでございますが、さきの岸田総理の施政方針や内閣官房長官の談話などで、一定程度の国民に前倒しすることは可能であると述べられておりますが、現在のところ、具体的な指示や方針は国から示されておしま

せん。しかし、厚生労働大臣が昨日、国民一律への前倒しは困難であると表明しておりますので、今後の国の考えを待ちたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 第6波の感染拡大を防止するためにも、これから感染防止の方針とか対策というのはどのように考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

第6波に向けた国の感染拡大防止につきましてですが、感染拡大防止のために、国はワクチンと検査、それから治療薬の開発によりまして、予防、そして早期治療を進めることで、新たな変異株にも対応できる医療体制の強化を進めることとしております。

県におきましては、コロナ対応病床を637床、また宿泊療養施設を503室確保しております。また、県では、オミクロン株の検査体制を整備すると知事が表明しております。町といたしましても、これまで同様、感染防止対策の徹底を図りながら、まずは医療従事者の方々に3回目のワクチン接種を進め、以降3月からは集団接種を開始すべく準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 第5波までの経験を生かして、対策に今努めているということで、その努力を応援、評価したいと思います。

2つ目の質問に移ります。

令和3年度の予算執行状況と令和4年度の予算編成の基本方針について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、今年度も町の計画した行事等が中止や縮小されたものが幾つもあります。やむを得ないことと思いますが、令和3年度の予算執行状況はどのようになっているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

令和3年度の予算執行状況については、先日行われました定期監査に提出した上半期の執行率について申し上げます。

款ごとになりますが、議会費につきましては51.5%、前年比3.7ポイントの増、総務費につきましては36.7%で31.3ポイントの減、民生費が38.4%で0.6ポイントの増、衛生費につきましては25.2%で9.1ポイントの減、労働費は100%で78.7ポイントの増、農林水産業費が20.9%で2.5ポイントの増、商工費45.6%で3.1ポイントの減、土木費が42.4%で18.9ポイントの増、消防費33.7%で0.3ポイントの減、教育費が36.5%で8.3ポイントの増と。全体で32.9%で前年比8.6ポイントの減となっているところでございます。

前年度よりも執行率は下回っているという状況にございますが、これにつきまして

は、議員もご承知のとおり、昨年度につきましては、特別定額給付金という事業がございまして、その支給が9月末までにほぼ終わったということで、この執行率を引き上げたという特殊な事情があったこともありますので、数字的には、平年ベースの進捗であると考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 新型コロナウイルスの新規感染者が全国的にかなり減少していますが、経済不況が急に改善する見通しは立っておりません。令和4年度も税収減が予想される中で、令和4年度の予算編成をどのように行うのか、予算編成の基本方針と予算規模の概要を伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

予算編成に向けての現状認識といたしましては、これも議員ご承知のとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症に起因する町税収入の見通しが不透明であると。さらには、扶助費や公債費などの義務的経費の増加などもあります。引き続き厳しい財政状況であるということは言うまでもないと考えております。

このような状況ではございますけれども、本年3月に策定をいたしました第6次国見町総合計画に掲げる基本理念「命を大切に 誰もが幸せに暮らせる国見町」、この実現を目指し、その将来像を実現するための6つの施策を推進することを基本に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する施策はもとより、ポストコロナ、そしてウィズコロナの時代に向けて、町民の生活や地域経済の発展に資する施策に重点的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

そのためには、全職員のコスト意識をさらに醸成をしながら、現状の把握と分析、前例にとらわれない自由な発想による柔軟な事業の展開を図れるよう、財源捻出するための工夫を凝らしていくことも重要であると考えておりまして、厳しい中にも個性的な予算編成とするための予算編成方針を策定したところでございます。

なお、予算規模につきましては、通常ベースでいけば一般会計予算で50億円程度を見込んだ編成を考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） しっかりした基本方針の下に来年度の予算編成をするということで、大変心強く思います。

町民の生活に役立つ予算編成をぜひお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、8番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（8番佐藤定男君 登壇）

8番（佐藤定男君） さきの通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、令和4年度予算編成の基本方針についてですが、先ほど松浦議員のほうから

もこの点については質問ありましたが、私なりの視点で質問をしたいと思います。

引地町長が新しく町長に就任されてから1年が経過いたしました。少子高齢化対策など課題が多い中、新型コロナウイルス感染の対応もあり、大変だったとお察しします。

当面する課題と来年度の予算編成の基本方針をお聞きします。

まず、引地町長、町政執行1年を振り返り、ご自身のお考え、お気持ちをお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 8番佐藤定男議員のご質問にお答えします。

まず、率直に申し上げまして、あっという間の1年だったというのが実感でございます。1日の時間がもっとあればいいのになという思いもいたしております。これは職員の頃からと同じ思い、これを引き続き持っております。

町長就任以来、町民に約束をしました基本理念「命を大切に、誰もが幸せに暮らせる国見町」、これを核にした6つの目標の実現を目指して、この1年、町政に取り組んでまいりました。

福島県沖地震被災者への対応であったり、新型感染症ワクチン接種事業、給食費の完全無料化、公営塾の開塾、出生祝い金の支給、不妊治療費助成と産後ケアの拡充、凍霜害、米価下落対策、移住・定住化住宅の建設、企業の誘致、そして歴史公園の開園など、実現した目標がある一方、高齢者、独り暮らし、障害者の暮らしの質を高める事業、防災計画の見直し、認定こども園への移行、生活困窮世帯の子どもへの奨学援助の見直し、空き家利活用と移住・定住対策の加速化、くにみ農業ビジネス訓練所を核とした農業後継者の育成、女性たちによる6次化事業の支援、女性フォーラムの組織化、鳥獣被害対策としての山林整備と緩衝帯の設置、耕作放棄地の解消、そしてタウンミーティングなど、実現までに時間が必要な目標や、新型感染症の感染拡大の懸念から満足に実現できなかった目標があります。

実現した目標は今後も拡充を、いまだ途上過程にある目標は一日も早い実現を、町長の力、町職員の力、町民の力、そして議会の力、これらを統べ合わせて、スピード感を持って、かつ引地らしく努めていきたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 新しい事業を成し遂げた内容と、一方で、また課題が山積している状況で、それらについて取り組んでいきたい旨のお話と思います。

それで、令和4年度の、それを踏まえた上での予算編成の基本方針、特に新規事業と現時点でお考えの事業等ありましたら、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 私からお答えをいたします。

基本方針につきましては、先ほど11番松浦常雄議員に答弁したとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、新規事業につきましては、来週の月曜、火曜、13、14日にヒアリングを実施をし、各課から出された内容についてブラッシュアップを図っていくこととしておりますので、もう少々時間をいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 引地からもお話をさせてください。

先ほどの松浦議員のご質問にもございましたけれども、まず新型コロナウイルス感染症の蔓延、これによって町の税収がかなり落ち込むのではないかというお話もございました。それを踏まえて、引地としての町長としてのお話をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入が減れば、当然歳出も抑えなければならない、これは予算編成の鉄則でございます。そうしたときに、社会的弱者への支給がまず真っ先に削られてしまうのではないかという懸念がございます。集めた税、それは今年度に比べて減るのかもしれませんが、その集めた税を納得感があるサービスあるいは給付、そういった形で町民に返す、これは事務方の力も必要なかもしれませんが、それ以外に政治の業なんだと思っています。人々から集めたその税を社会に必要な形で変換をして町民に返す、これがその政治の業なんだと思っていますし、その過程で市場で解決できない課題がこの国見町にもあります。そういった解決できない困難を打開する政策あるいは制度を行政が構築をする、そういったことを含めて来年度の当初予算の編成、臨んでいきたいと思っています。今、総務課長が答弁したとおり、来週月曜日と火曜日、全課の課長、係長のヒアリングをいたします。それは当然、引地も出席をします。その中で、いろいろと見極めて予算編成をしていきたいと考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいま町長ご自身から大切な税収については、特に社会的弱者と、あと町民が納得できる使い方をしたいという回答をいただきました。

それで、町長は就任以来、タウンミーティングを積極的に行っていて、昨日の町長からのお話は延べ24回開催したということで、大変素晴らしいことだと思います。やはり町民の声を生でじかに聴くことの意味は大変大きいと思いますけれども、タウンミーティングをやって、町政にどのように反映させていくかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

町民の声を聴きたいと考えたのは、まず町職員の時代に主立った方々の集会、あるいは意見の交換会というのはありましたけれども、そうではなくて、市井に暮らす人々の、町民の意見を聴きたい、声の大きい人の意見ばかりが町政に反映される、あるいはごり押しをされるというのはフェアではないと思ったところがまずあります。

今回始めたそのタウンミーティングというのは、皆さんからすれば、ただ単なる世間話の会なんではないか、茶話会なんではないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ、そういった気軽な形での開催、お母さんたちの意見、おばあちゃんたちの意見、お父さんたちの意見、あるいは子どもの意見、そういったものをきちんと町側が受け止めて、それを施策に反映できるものからしていくと。

先日行った子ども議会の後に、子ども版のタウンミーティングをしました。容赦ない意見が随分と出ました。それは実現可能なものもあれば、到底この国見町では難しいと思われるものもありました。ただ、そういった思いを実現できるかできないかだけでなく、国見に住んでいる人たちがそういった思いを持っているんだということをお我々行政はきちんと受け止めなければいけないんだなと思いました。

根底にあるのは、冒頭にお話をしたとおりです。議会だけで、町だけで、この町政を運営するというのは難しい。それは不可能だし、できるわけがない。ここに住んでいる人たちの思いをきちんと受け止めるその場、それは直接対面式での対話での意見の交換なんだろうと思っています。町がいいと思ったこと、議会がいいと思ったこと、でも本当にそれが町民にとってベストなのかというところは、また違ってくるのかもしれないという。その補完をするような意味合いでのタウンミーティングですから、幅広い意見を聴きたい。それを来年度どういうふうに予算化に結びつけられるかというのは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、政治の業なんだと思います。それを来年度きちんと形にできればいいなというふうに思っていますので、3月議会のときに皆さんに提案をし、またご議論をいただきたいと思っています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 町長の町民の意見を聴くという姿勢の回答をいただきました。

次の質問に移ります。

町債、町の借金です。町債と財政調整基金、以下、財調と申し上げますが、その関係についてお伺いします。

令和2年度の一般会計決算では、地方債の任意繰上償還に3億6755万円、財調積立てには4066万円を計上しております。令和元年度は2億6750万円の繰上償還を実施しています。私は以前、前太田町長に繰上げ返済ではなくて、財調に積み立てて弾力的な運用をすべきではないかと質問しましたがけれども、返済を優先したいとの回答でした。

そこで、改めて引地町長にお聞きいたします。

実質収支が黒字になった場合の2分の1以上の運用はどのようにお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

町債の繰上償還と財政調整基金の積立てのバランスの問題であるのかなと考えているところがございます。

どちらにいたしましても、借金が減らないのか、さらには貯金が増えないのかの違

いということで、資本としては変わってはいないというわけです。議員がおっしゃるとおり、財調に積み立てておけば、取り崩すだけで一定程度自由に使えるお金になると、それも一理だとは考えております。

ただ、現時点で状況が違ってきていますのは、まずふるさと納税が年々伸びている状況にあるということで、その基金も一定程度の資金として積み立てられているということもございまして、ふるさと納税分を基金に積み立てる一方で、歳計剰余金については、借りの額と返す額との比較で、返す額を大きくしているということで、元金総額を縮小させていくということが大事なんだろうとっております。

議員ご承知のとおり、東日本大震災以降、役場庁舎、道の駅国見あつかしの郷、くにみ農業ビジネス訓練所、そしてあつかし千年公園などの大きなハード事業を多く手がけてきておりまして、据置期間が過ぎて、当面多額の元金の償還が見込まれることもございます。また、今後予定されるであろうと思っておりますけれども、認定こども園、さらには駅前の再開発がどのようになるのか、その事業のいかんによっては、新たなハード事業も念頭に入れていかなければならないということで、石橋をたたいて渡るわけではございますが、そのような状況もあるということでございます。

そして一方で、今年度から実施をしております給食費無償化、さらには今後実施などを検討している奨学金への返済補助などの固定経費が出るのではないかとということもございますので、総合的な視点で収支のバランス、さらには財源の検討をしていくことも重要なんだろうと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、その時々状況を的確に判断をし、把握しながら、その時点での最善の対応ができればいいのかなと考えておりますので、2分の1のどちらかということでございますが、その部分についてはご理解をいただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 積立てについては、ふるさと納税が順調な伸びをしているということで、それもかなり期待しているという答弁です。

私はやっぱり今、国・県、そして当然町の財政は厳しい状況だと思います。新型コロナウイルス感染も新たな変異株も確認されて、対策上の支出も予想されます。自然災害もいつ起きるか分からないという状況であります。そんなときの速やかな対応に備えるべきではないのかと考えるわけです。そうしますと、何かあった場合、また起債をして借金をするよりは、財政調整基金の取崩しによって速やかな対応ができると私は考えられるんです。

それと、毎年各町内会からいろんな要望が出されています。そして、なかなか財源がないということで、その要望は満たされておりません。返済するお金があるなら、こっちに回してくださいよと、そう考えるのは、町民の感覚ではないかと私は思います。

返済した金は返ってこないです。また必要なときに、また借りるんですよ。私は、

やっぱりストックとしていつでも使える金にプールしておくのは、そちらのほうがやりやすいのではないかと。二、三百万円の金ではないです。億単位です。やるといえば、何らかの町民側に立った施策ができると思います。今年までは2分の1繰上げになりました。でも、来年度以降は、その辺の考えも私は少し考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議員おっしゃること、ごもっともだとは思いますが。

その時々バランスであろうと考えておりますので、2分1全額をやるのか、さらに2分の1全部積むのか、この辺の部分については、その時々状況によると。

今回は、やっぱり新型コロナウイルス感染症の状況もありました。その中で、事業に対する国からのお金も来るような状況もありますので、災害についても基本的にハード関係であれば起債があって、起債に対する地方交付税措置とかといった財源的な有利なものもあっての借金ということもありますので、その辺は、そのときの事業の内容を精査した上で、借りたほうがいいのか、当然補助事業にならないものであれば、町の単独事業ということですので、この基金を取り崩してやらなければならない事業も出てくると思います。その辺は、財政サイドといたしましては、その時々事業の中身を吟味した上で、最善の方法を取っていくということで考えておりますし、そういった状況でなくて、どうしても基金を使わなければならない状況が出てくれば、それは最後のとりでとして基金を使うという状況になるかと思っておりますので、その辺はご理解を賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまその時々状況に応じて適切な対応をしていくという回答でありました。

それとある程度関連するんですけども、私は以前、財調が標準財政規模に対して多過ぎるのではないかと、もっと要望に応える事業に使うべきだと申し上げてきました。しかし、この10年、東日本大震災など、毎年自然災害が起きております。地球環境は大きく変わっていると思います。

令和元年度の対標準財政規模に対する財調残高の比率は22%で、県内町村46のうち36番と低位にあります。町村平均は51%です。ですから、率にして半分以下です。財調の残高をもっと増やす、先ほどの質問とも関連しますが、この辺についてもう一度お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

県内での順位比較ということで、確かに数字的には低位ではあるのかなと考えております。ただ、小泉政権の三位一体改革当時、地方交付税が極端に減らされた時期がございました。経常収支比率も高くなった時期と比較すれば、金額としては十分な額ではないのかなと。10年前私が財政係長になったとき、多分3億円切るぐらいだっ

たんですけれども、それ今8億円近くお金になって、私も3年間で若干ためたんです。議員がためたほうが良いということもあったので、ためてはきたんですけれども、この間、倍以上、3倍近くにはなったのかなという認識ではいます。

あと、県内市町村との比較なんですけれども、特殊事情がございまして、双葉郡が震災と原発関連もあって、県全体の率をちょっと引き上げている、額も引き上げているという特殊事情があるので、そこはちょっと注意が必要なのかなと考えております。

財調が多いにこしたことはないのは、当然、議員も私も同じなので、お金は幾らあっても安心感が高まるので、いいんですけれども。

ただ、先ほども申し上げましたが、ふるさと納税が伸びているような状況もありますし、いろんな基金のバランスを考えながら、楽観はできない状況もありますけれども、優先的に政策実現に向けて充当することも可能だと考えておりますので、ポストコロナ、そしてウィズコロナといった状況もありますが、弾力的な運用が必要な場合も出てくるかもしれません。それは逆に取り崩していくことも必要だと考えておりますし、余れば当然積んでいく、返していく、そのバランスと考えておりますので、まずは予算の適正な執行によって、適正な繰越しを残した上での判断をするということが一番重要だと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） では、財政の収支バランスも全体的に考慮しながら考えていきたいということでございます。

次の質問に移ります。

先日、私は仲間と一緒にゴルフしたとき私が着ていたウェアをどこで買ったのかと聞かれたんです。その日、私は背中にくにみももたんのキャラクターをあしらったトレーナーを着ていました。これは数年前にくにみ産業祭で、買ったもので、今はもうどこで手に入れられるかは私も分かりません。その人は、売っていれば欲しい人は買うんだよと、買えるようにしてちょうだいよと言われました。私もなるほどと思いました。

現在、国見町のイメージキャラクター、くにみももたんをデザインした商品は、道の駅国見あつかしの郷で販売されております。コーナーを見ますと、子ども用のTシャツやハンカチといった小物がある程度です。道の駅では、くにみももたんのグッズは各種工作物の中にまみれて、全然目立ちません。町のPRのためにも、くにみももたんグッズ専用のコーナーを設置すべきと考えますが、見解をお聞きします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

現在、道の駅国見あつかしの郷では、くにみももたん関連グッズ6点が販売されております。売場の配置につきましては、運営している国見まちづくり株式会社が判断すべきと考えております。

なお、関連グッズの販売促進や国見町のPRとなるよう、質問の趣旨を会社へ伝え

たいと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） 当然、指定管理の国見まちづくり株式会社の判断になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一点、商品の数、先ほど6点とお聞きしました。そのものが少ないと思ひます。子ども用の商品が多いように思ひますけれども、なぜ青少年あるいは成人用がないのでしょうか。パンツやトレーナーなど、マーケットリサーチをすれば、そして魅力ある商品を提供すれば、一定の需要はあると思ひます。くにみももたんのぬいぐるみが発売されたときは行列ができていました。新たな商品に取り組むようにまちづくり株式会社に申入れいただきたいんですが、よろしくお願ひします。その点についても回答をお願ひします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

くにみももたんの関連グッズは、民間の事業者が町の許可を得て、その独自のノウハウに基づき商品化し、販売しているものです。商品開発、製造、販売者の意向を見ると、キャラクターのデザイン、くにみももたんの見た目から若年層のニーズは一定程度あっても、大人のニーズについては大きくないと判断しているように感じております。

町は、民間の事業者が自らのノウハウに基づき商品開発に取り組む意向があれば、町のPRの一助となるよう、側面から支援していきたくて考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） あまり需要が見込めないというお話でしたが、まだ現時点で新たなそういう声もあるということで、その部分についてのこういうお話があったということはお伝えしていただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時15分まで休議いたします。

(午前11時05分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前11時15分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番宍戸武志君。

宍戸武志君。

(3番宍戸武志君 登壇)

3番(宍戸武志君) それでは、私から一般質問通告書のとおり、2つ質問させていただきます。

1つは、選挙における若者の投票率向上策についてということと、2つ目は、当町の文化施設の管理について、今コロナ禍でも歴史文化ブームが結構あるんです。それについてお尋ねしたいなと思います。

まず1つは、選挙における若者の投票率向上策についてということで、先日、衆議院議員選挙が行われました。今回の第49回衆議院議員総選挙でも若者の低投票率が問題視されております。多分当町でも同様と推察されます。

私は2つの観点から、若者の投票率が低いとどんな影響があるかということで、調べてみまして、1つは昨日、福島民友新聞に県内の衆議院議員総選挙で、19歳投票率4.98%という形で、ただし中身を見ますと、やはり依然として若者の投票率が低いと。これについては、若者は今逆ピラミッドになっておりまして、若者が少ない上に投票率が低いということは、若い人の政治に対する民意が反映されていないと。逆に、60代、70代、結構多いんです。投票率が高いということは、それだけ今高齢者の民意が反映されているということで、若干この辺も問題があるんじゃないかと思えます。

投票行為は民主主義の基本であります。選挙権が二十歳から18歳に引き下げられ、若者の民意をより反映すべく制度を改正したにもかかわらず、若者の投票率は低いままで。

当町の今回の衆議院選挙の全体及び年代別の投票率を伺います。

議長(東海林一樹君) 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長(阿部正一君) 3番宍戸武志議員のご質問にお答えをいたします。

投票率ということですが、小選挙区の数字について申し上げます。

全体投票率は、既にマスコミ発表になっておりますが、69.55%でございました。年代別です。10代63.27%、20代45.80%、30代56.63%、40代65.63%、50代72.99%、60代83.01%、70代83.31%、80代以上55.95%となっております。

以上、答弁とします。

議長(東海林一樹君) 宍戸武志君。

3番(宍戸武志君) 国見町は、新聞等見ますと、全体的な投票率はいいんです。やはり若者の投票率、この辺がどうするのかということが課題になってくると思います。若者の投票率が悪いと、活性化があまりでき得なくなるかと思えます。

次に、当町の衆議院選挙における期日前投票、年代別、男女別等の投票率について、分析を当町では行ったのかどうかお伺いします。

議長(東海林一樹君) 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長(阿部正一君) お答えいたします。

期日前投票につきましては、コロナ禍における密を避けるため、投票券の交付をなるべく早く、10月18日から21日までで全て送付を行ったところでございます。

その結果を受けて、投票者総数の41.6%にあたる2,232人が期日前投票所での投票を行っているところでございます。

なお、申し上げますが、男性の投票率が70.77%、女性の投票率は68.43%となっております。先ほど議員申し上げましたが、福島1区では、国見町がトップの投票率になったということでございます。

なお、分析につきましては、マスコミ等での情勢分析もありますので、選挙管理委員会として特に分析を行うということはしておりません。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 町としまして、選挙の投票率を上げる対策はどのように取り組んだのか、具体的な取組をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（阿部正一君） お答えいたします。

議員ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延もございまして、町選挙管理委員会としてもやれることを狭められたということは否めないところであります。

そのような中にありましても、広報紙による啓発、啓発チラシとして出したもの、さらに選挙公報、広報車、防災行政無線、町内事業者への啓発なども実施をしたところでございます。街頭啓発については、今次の衆議院議員選挙ではできなかったということでございます。

あと、新有権者対策といたしましては、新規有権者に対して選挙人名簿に登録をされましたということを通知をし、併せて選挙の啓発のパンフレットをその都度送付をしているということでございます。

なお、投票率を見ますと、10代の投票率が前回から10ポイント以上伸びており、全体でも前回は2.79ポイント、今回の選挙は上回っておりますので、啓発の効果があつたかどうかは分かりませんが、そのような状況になっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 国政選挙はある程度学校等で学ぶ機会はあると思うんです。地方選挙については、いまいち若者、大人もそうなんですけれども、いまいち仕組みとか分からない人が多いように思われます。この辺、私もこう記憶たどっていきますと、小学校、中学校等であまり教えられたことはない、その辺もちょっと問題があるのかなと。自分から積極的に学ばないんでしょうけれども、そのような機会がなかったということと、ただし、市町村選挙は国政と違って、または県の選挙と違って身近なんです。その辺も投票率の向上を図っていかないと、そういう人たちの民意が政治に反映されていないんだと思います。

先ほど11月に子ども議会が開かれております。もっと積極的に当町の主催者教育

に力を入れるべきと考えております。調べますと、出前授業とか模擬投票とかという形でやっているところがございます。もうちょっと小中学生に主催者教育を力を入れるべきと考えていますので、この辺どうお考えになっているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（阿部正一君） お答えをいたします。

日本の教育の特殊性なのかなという認識もございます。欧米などでは、小さい頃から政治に触れる機会が多々あります。また、そういった環境、デンマークでいえばフォルケホイスコレのような国民学校的な中で政治を学ぶ機会もございますし、そういった状況がありますけれども、日本の場合は教育と、そういった縦割りなんでしょうけれども、切り離された環境にあるのかなと考えているところでございまして、なかなかそのような状況になっていないということも事実でございます。

小学校の社会科や中学校での公民などで、司法、立法、行政については、当然授業で触れていますが、それ以上の部分について触れる機会はあまりないのではないかと考えております。

最近では、ネット社会にもなりまして、学生、高校生や大学生などで、主体でネットワークもつくりながら、そういった学ぶ活動をしている状況も出てきておりますが、どのような形がいいのか、なかなか難しい問題であろうと考えております。

先ほど議員が触れられました子ども議会ですが、町の政治の在り方の一こまを体験するということでは、民主主義とは何か、主権者とは何か、議論するということはどういうものなのかを考えるには、大変いい機会だなと思っています。

教育とは別に町の事業として、引き続き実施する一方、なお魅力ある政治を取り戻すことで政治に関心を持つ子どもたちが増えていくという状況をつくっていくことが一番大事なんだろうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、政治は身近にということで、出前授業は町長なり、町の執行部の幹部なりが小中学生に出向いて授業を行うという、これも一つの深めるためのいい方策ではないかと思っておりますので、その辺もひとつ考えていただきたいなと思っております。

次に移ります。

山形県は、いつも選挙で全国一で、各地で地道な取組をしており、若者に向けた投票率を上げる工夫をしているんです。一つ例を取ってみますと、山形県庄内地方の遊佐町は子ども議会、青年議会、中高生から議員と町長を選んで、45万円ほど予算をつけていろいろ討論等をしていることとか、あと金山町などでも、議会の傍聴をさせて、それも討論していると。

あと、先ほど課長から言われたように、北欧とか、一部アメリカとかは小さいうちから政治教育をしており、ある程度政治の関心が高いということがあると思っております。この辺、教育がやっぱり大事ではないかと思っております。

いずれにせよ、若者の投票率を上げなくてはならないということで、そのことによ

って町の活性化もあります。これは今年やってから、来年すぐ結果が出るということではなく、遊佐町はもう20年来やっているんです。やはり地道に取り組むしかないんじゃないかなと思います。

次に、当町の文化施設の管理等についてお伺いします。

歴史を活かしたまちづくり、各市町村で盛んに今行われております。コロナ禍においても盛んに行われています。町内でも同様の取組がなされておまして、町内も国等も含めて、指定文化財等があります。それと、当町は歴史的景観都市協議会というところに加わっております。

それと、今日の福島民友新聞、これを活性化させるということで、子どもたちのポケモンGOの発見、歴史学ぶ目指せ建物マスターという形で、ポケモンも活用して歴史文化に触れてもらうというものもあります。

町のシンボルである阿津賀志山に昨年福島市の方がパンフレットを見て登頂したんです。私は、たまたま歴史館のサポーターをしまして、いろんな説明し、行ってきましたということなんです。草等が生い茂って大変だったということで、町のシンボルとしては、お粗末ではないのという言葉いただきました。

町内指定文化財等周辺の維持管理はどうなっているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

現在、町内の指定文化財は37件です。このうち、町が所有し、維持管理すべき文化財は9件です。文化財の形状などにより維持管理の方法が変わります。

まず、建造物等の有形文化財は、定期的に薫蒸作業や防火設備の点検を実施しております。自然災害や経年劣化による破損については、その都度対応しております。

次に、史跡については、定期的な草刈りを実施し、復元構造物やトイレ、あずまやなど関連施設がある場合は、清掃、点検等を随時実施しています。

また、町内全般の町道、林道の管理については、通行量の多い路線を優先的に道路監視員等による点検を行い、道路を常時良好な状況に保つよう維持管理に努めています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 一貫してやっぱり整備が必要だろうと思います。

次に、文化財の管理、建物が主なんですけれども、公共物の管理の3割、7割原則ということはあるらしいんです。例えば、30億円のお金がかかったら70億円の経費、設備、ランニングコスト、そして取壊しという形ですごいお金がかかるんです。町長が言われたように、不必要な建物は造らないということは、そのとおりだと思います。

管理には、やはり人手がかかりまして、お金もかかるということで、スケジュール等を決めて維持管理すべきと考えています。行きあたりばったりではなく、その辺どう考えているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

文化財の維持管理は、災害等を除き、基本的に年間スケジュールに基づき予算の範囲内で実施しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） それでは、なぜそういう苦情等があるのか、この辺もしっかりやっていただきたいなと思います。

次に、維持管理については外部に委託する方法もあると思うんです。もう自分たちで本当にできないと。例えば、シルバー人材センターへの年間委託とか、きちんと維持管理する必要があると思いますが、その辺お考えあるのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

町では、町所有の9件の文化財のうち、3件については年間を通じて外部委託としております。また、草刈り等につきましては、シルバー人材センターへ必要に応じ委託しております。

共有財産である文化財を未来へ良好な状態でつなげるためには、町において外部委託なども活用し、適切に維持管理していくことが必要ですが、それとともに、地域住民や関係団体内の理解と協力も必要であると考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は年間委託で、ぜひその辺考えていただきたいなと思います。

歴史を大切にしていきたいなと思ひまして、その上で、整備等もしっかりしていただきたいなと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） 私からは、さきに通告しておりました2点についてお尋ねいたします。

第1点目は、町民の健康管理についてお尋ねしたいと思います。

町民の健康を守るために、国民健康保険加入者を対象に毎年総合健診事業を実施しておりますが、コロナ禍により昨年は大分減少としたと聞いております。今年度も引き続きコロナ禍により電話予約による受付などもあり、減少の原因だと思ひますが、今後の町民の健康を守るために、町として健診率をどのように上げていくかお伺いします。

まず1つ目に、当町の総合健診対象者における、コロナ前とその後で3年間の実績をお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 5番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

町の総合健診の対象者でございますが、結核検診、肺がん検診、胃がん検診など、検診の種類によってそれぞれ対象者が異なります。

なお、国民健康保険の被保険者に対する特定検診でございますが、平成30年度の対象者は2,094人に対して受診者が1,187人、令和元年度の対象者は1,857人のうち受診者は1,075人、令和2年度の対象者は1,836人で受診者は543人でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今のお話を聞くとおり、コロナ禍もあって、減っているという状況にあるという認識でおります。

コロナ禍もあり、外出がままならないことから致し方ないのかなとは思っておりますが、町民の健康は医療費の問題もさることながら、やっぱり生きがいにもつながる重要な住民サービスと私は考えております。健診率を上げることに町としてどのように検討しているか伺います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

健診の向上のためには、まず未受診者の方々にご案内をするということを進めているところでございます。まずは、健診を受けていただくということが大事でございます。自分の体の状況をきちんと管理をしていただく、その上で、リスクのある方については、町の保健師などによるアプローチもでございます。そのような形で総合的、包括的に実施しているのが国見町の総合健診でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 次に、当町の人間ドックの希望者の年度別の実績をお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

国民健康保険事業の対象者は、40歳から74歳までの方の人間ドックを実施しておりますが、平成30年度は173名、令和元年度が201名、令和2年度は170名でございます。希望者全員が受診をしているということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 公立藤田総合病院の対応可能数もあると思いますが、早期発見、早期治療のうたい文句は広報紙等にもいろいろ掲載されておりますが、先ほど言ったように、健診率が年々下がっているということもあります。そこで、今お話ししているように、実際には、町の補助金を受けての健診ですので、当然予算にも上限がありますから、人間ドックと言われるものは数が決められると、これは致し方ないと思いま

すけれども、私も11月の末に人間ドックを受けてきたんですけれども、大分割安感があるなど私は、国見町の国保についてはありがたいなと思っています。

しかし、町の国民健康保険人間ドック等事業実施要綱がありますけれども、の中には7割以内の範囲で助成すると決められています。この割合を若干下げても人間ドックを希望する人、それが今まで100%になっているようなんですけれども、人数を上げられないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 人間ドックの部分について再質問いただきましたが、予算を増やすことができなければ、補助率を下げて対象者を増やすということはどうかというご提案だとは思いますが、それも一考でございますが、現段階では希望されている方は全員受診できているわけでございますので、今の割安なやり方を続けられるのであれば、続けていったほうが良いのではないかなと思っています。

あと、もう一つ申し上げておきたかったんですが、年々受診率が下がっているということでございますが、今年につきましては、まだ確定値が出ておりませんが、昨年度よりも伸びております。これは恐らくコロナが落ち着いたことによって受診控えが戻ってきたということと、あとは健診についても事前に予約制で申込みを受け付けているというやり方が徐々に、町民の皆様に着実に定着してきたのかなと思っていますので、引き続き受診率の向上に向けての努力を続けてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の人間ドックの74歳までは、当然手挙げた方については100%ということについては、少し足りないから100%になってしまうのではないかと。ですから、この人数を逆に173人、170人前後、この数字を250人とか230人とかに上げれば、もう少し手を挙げる人がいるのではないかと思うんですけれども、その辺の考えはどうなんでしょう。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

人間ドックの関係でございますが、人間ドックの数を増やせというご指摘かと思えますけれども、町の総合健診での検査項目と、人間ドックの検査項目に大きな差があるとは思っておりません。ほぼほぼ網羅できていると思っておりますので、町の総合健診を受けることで、十分ご自身の健康管理ができるのではないかと考えているところでございます。

さらに、保健衛生協会が実施する健診の結果は町にもフィードバックされ、それを基に保健師が活動も進めているところでございます。様々な受診の形、あるいは体調の変化、町全体としてのデータをほけん課も持つことによって、町民の全体としてのリスクを早期に発見したりすることができるということでございますので、人間ドックにこだわるだけでなく、総合的に検査をしていくということが重要なのではないかと

など考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、次の質問に入ります。

今年7月のデータによれば、日本人の平均寿命は女性が87.7歳、男性が81.6歳、平均して84.2歳、これは世界一で、ずっと更新を続けております。当町に限らず、3年後の2025年には、団塊の世代が75歳に達します。そこで、桑折町では、昨年度から75歳以上の方に対しても、人間ドックの助成をしているとお聞きしているのですけれども、当町ではどのような検討しているかお伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

75歳以上の方のドックの部分についてのご質問でございますが、後期高齢者医療保険におけます被保険者への人間ドックの実施については、まずは保険者である広域連合で検討すべき事項であると考えているところでございます。

町では、先ほども申し上げましたが、75歳以上の方の健康維持と医療費の削減のためには、健康状態を引き続き維持する健康寿命の延伸が不可欠であると考えております。これは何かといいますと、通いの場やいきいきサロンなどで保健事業と介護予防を一体的に進めております。一体的に進めるという、この活動を引き続き推進することが、単なる検査ではなくて、引き続き健康寿命を延伸するために重要なポイントであると認識しておりまして、重点的に取組を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） といいますと、75歳以上の人間ドックについては、国見町では今のところは考えてはいないと捉えてよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

75歳以上の高齢者の方は、基本的にかかりつけのお医者さんをお持ちです。ご自身の体調については、お医者さんが関与している方が相当数いらっしゃるというわけでございますので、検査はあくまで手段でございます。目的ではございませんので、先ほども申しました保健事業と介護予防の一体的な取組こそ、町民の皆さんの健康寿命の延伸につながるものと確信をして進めているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、次の質問に入ります。

女性は妊娠したら、市町村から母子健康手帳というのを受け取り、妊娠中の経過や様々な記録が記載されております。母子保護法では、母子健康手帳と呼ばれておりますけれども、名称を規定しているわけではありません。子どもの育児に関しては、父

子家庭、それから祖父母家庭が多く、これを母子（親子）健康手帳に名称を変更することについて、子どもと孫の成長が実感できると私は考えております。

そこで、町の母子健康手帳の特徴について、記載されている何か特徴についてあったら伺いたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

現行制度におきまして、母子健康手帳は市町村が作成して交付することとなっております。具体的には、母子保健法で定められておりまして、その内容ですが、妊娠中の経過や乳幼児の健康診査の記録、また先ほどもコロナのところでもお話ししましたが、予防接種の記録などを記載する欄と同時に、手帳の後半は育児書としての解説がついております。この冊子を手帳として配布をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、課長が言われたように、その中には、国が定めているとおり、市町村が定めているとおり書かれているものですから、特に国見町では、これについて書きなさいという欄はないと思っております。

しかし、これは母親ばかりではなくて、我々家族にとっても育児記録なんです。この記録というのは調べてみると、6歳までですが、20歳まで書き込める自治体もあることですので、ぜひこの辺も国見町の内容に書き込めたらいいなと思っております。

2001年に岡山市が全国に先駆けて、先ほど私が言った母子（親子）手帳に名称を変えております。県内では、郡山市がこれを採用しております。母子手帳は、病院にお子さんやお孫さんを連れていくところでどういう経過があるか見せてくださいと我々言われるので、我々も持っていくんですけども、なかなかはっきり私も母子手帳を見たことはないと言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、今やはりお母さんもお父さんも働いている時代で、家族がおじいちゃん、おばあちゃんも何かあったときには、病院に連れていかなくちゃならないということから、母子というと、母親だけが育てるように見えるので、名称だけでも今言ったように、母子健康手帳の名称を母子健康（親子）手帳に変えたらいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

母子健康手帳の在り方でございますが、いささか誤解があるようでお話ししたいんですけども、この手帳は妊娠したときからの記録、そして出産、乳幼児期の一貫した母と子供の記録を記載するものでございます。

国の検討委員会でもこの母子健康手帳の名称について議論がなされておりますが、その中では、安易な名称変更で手帳本来の意味が薄れることは望ましくないと結論づけられたところでございます。

今の時代、父親が出産や子育てに積極的に関わることは当然でございます。極めて重要ですので、町はこの母子健康手帳のほかに副読本もお渡ししまして、父親も一緒

に育つ支援に取り組んでいるところでございます。

また、この母子健康手帳の中身も夫婦で記載していただく欄がたくさんございます。ですから、母親と赤ちゃんだけにその子育ての負担が行くということではなくて、親子で記載して、親子で確認する手帳に今はなっているということでございます。その部分についてはご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、課長が言ったように、この母子健康手帳の議論については、平成27年、平成24年ですか、いろんな審議会でも議論されて、今言ったようなことを書いてありますけれども、いずれにしても、その名称変更については各都道府県に一任みたいな状態になっていますので、それらについても再度ご検討いただきたいと思っております。

以上で終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時02分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き一般質問を続けます。

次に、7番村上 一君。

村上 一君。

（7番村上 一君 登壇）

7番（村上 一君） 先の通告に従い、質問させていただきます。

農業経営の安定化対策に対する支援策について伺います。

本年4月の晩霜により、モモをはじめ柿などにも被害が発生し、今が加工の最盛期を迎える、県北地方特産のあんぼ柿にも影響が出るものと思われま

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により、業務用米の消費低迷などにより2020年度産米の在庫が多く残り、2021年産米のJA概算金は、県内の各種銘柄で、1俵当たり前年比2,600円から3,200円のかつてない大幅な減額となりました。

このように自然災害等による農産物の被害や市場価格の下落などは、農業の経営意欲の低下を招くなど、町の基幹産業である農業に与える影響は大きく、担い手不足に拍車がかかり、地域社会の衰退につながるものと危惧されるところであります。

そこで、次の事項について、町の考えを伺います。

凍霜害による原料柿の不足で今年度のあんぽ柿生産を断念する農家が多く、来年度に向けての影響が懸念されます。6月定例会では、影響が出た場合、生育ステージによって次の支援策を検討するとのことであったが、現時点での考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 7番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

凍霜害による原料柿の不足は深刻で、今年の県北地方のあんぽ柿出荷量は、昨年の1,313トンから三、四割程度減少する見込みとなっております。

原発事故による加工自粛の苦難を乗り越え、震災前の生産量に戻りつつありましたが、今回の凍霜害で原料柿の収穫量が減少したことによりあんぽ柿の生産を断念する農家が増えることは、町としても避けなければなりません。あんぽ柿も国見町の大切な特産品の一つですので、今後、生産者の意見も聞きながら、必要な支援策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） では、次の質問に入らせていただきます。

福島県では、経営対策としての営農相談窓口を設置し、資金繰りなど当面の収入確保対策等の支援を実施しています。

町独自の支援策はどのように考えているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

町では、独自の支援策として、出荷する主食用米1俵60キログラム当たり600円の補助金を交付するため、今回の12月議会に補正予算を提出してございます。これにより米農家の営農継続を支援してまいりたいと考えています。

今後は、水田の団地化による生産の効率化と併せて、主食用米から飼料用米、さらには定着性や需要のある大豆、小麦、野菜などへの転換を推進するなど、米農家が安心して営農継続できるよう、JAふくしま未来と連携しながら対策を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） では、次の質問に入らせていただきます。

川内野菜のゴボウやニンジンなど知名度は大きく、町の知名度アップにも寄与していると思われれます。しかし、担い手不足により生産の継続が危ぶまれ、今後、そのようなブランド化し、付加価値を高める地場産品の生産者の支援策も必要ではないかと思うが、現時点での町のお考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

高品質な川内野菜は、国見町の郷土料理に欠かすことができない逸品で、現に、道の駅国見あつかしの郷でも大変好評です。また、福島民報や全国放送のテレビ番組で

も取り上げられ、国見町の知名度アップにも大きく寄与してございます。

しかしながら、生産者の高齢化、あるいは生産に手間がかかる、例えば一部の野菜で連作障害が起こるなど、そういった生産に手間がかかることなどにより、今後も安定的に高品質な生産を継続するためには、生産者と町が連携した対応策が必要と考えています。

生産者には、安定した生産量を確保していただくため、必要に応じて生産者で部会あるいは協議会などを組織化していただき、横のつながりを強固にするなどの検討を進めてまいりたいと考えております。

また、町は、丹精込めて生産された高品質な川内野菜をPRできる場を提供するとともに、川内野菜のさらなるブランディングを進めてまいります。川内野菜については、生産量が少ないことが最大の強みと考えてございます。川内地内の農地でしか栽培できない希少価値を前面に押し出すため、川内野菜の魅力をより多くの消費者に味わってもらえるような工夫も必要だと考えてございます。

川内野菜に限らず、国見町内で生産された全ての農産物が国見町の特産品です。つくる喜び、売る楽しみ、食べてもらう幸せを生産者に実感してもらえるよう、農業振興を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） では、次の質問に移らせていただきます。

くにみ農業ビジネス訓練所では、担い手の育成を目的として、溶液トマト栽培など、野菜栽培技術や経営などを学んでいます。しかし、地域に根差した農業経営を目指すため、野菜栽培研修に加え、特産の主品目であるモモなどの果実栽培についても研修を行うことが必要ではないかと考えるが、町の考えを伺いたい。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

国見町の基幹産業は農業であり、その中でもモモは、年間売上高が10億円前後の核となる基幹作物です。村上議員ご指摘のとおり、モモなどの果実栽培もくにみ農業ビジネス訓練所で研修することで、新規就農者を育成することは極めて重要な取組だと考えてございます。

今年度のくにみ農業ビジネス訓練所の長期研修生6名のうち、2名については、野菜農家宅に派遣する形で研修を受けている実績が既にごございますので、くにみ農業ビジネス訓練所からモモ生産農家宅に派遣する形で長期研修生を受け入れることは可能です。くにみ農業ビジネス訓練所における、このような仕組み、取組を積極的にPRしながら、新規就農者の確保、育成に努めてまいります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 次の質問に移らせていただきます。

年々、野菜苗の需要が高まっており、くにみ農業ビジネス訓練所でも、野菜の苗、

育苗、販売を行ってほしいとの要望がありますが、町の考えを伺いたい。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

当面は研修施設としての役割をしっかりと果たすことに専念し、いずれは、くにみ農業ビジネス訓練所で野菜苗の育苗、販売に取り組めるよう進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、6番小林聖治君。

小林聖治君。

（6番小林聖治君 登壇）

6番（小林聖治君） 令和3年第8回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

まず、新型コロナワクチン追加接種に対する町の対応についてであります。感染第5波では、入院できない自宅療養者が続出しました。我が町においても、県からは発生件数だけの情報提供で、感染者個人の情報提供はなかったと聞き及んでおります。

そこで、町としてスピーディーにきめ細やかな感染対策を取るためにも、県と町の情報の共有化が必要と考えますが、町の見解をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 6番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

地域保健法では、感染症対策は保健所の業務となっているため、福島県では、コロナ感染者のプライバシー保護のため、市町村への情報提供は行われておりませんでした。

そこで、このたび町では県と協定を締結いたしまして、自宅療養者について情報の提供が図られることとなりました。今後は、県との協定の下、必要な支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ただいまの課長の答弁ですと、県と協定を締結して、自宅療養業者に対して情報提供が図られるようになったと。それで、必要な支援をしていくと。それでは、その必要な支援というのは具体的にどのようなものか。今、現時点でお答えできるものがあれば、お願いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現時点で考えられますのは、県の要請に基づくものでございますが、自宅療養者の方に、パルスオキシメーターや、入院調整が整うまでの間、当座の食料など、そういった主に物資のお届けを想定しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） ぜひと不安に感じておられる自宅療養者に対する手厚い支援をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

海外では、デルタ株からオミクロン株に置き換わって感染が拡大している状況の中ではありますが、町は、感染第6波に備えて、どのような対応を検討しているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

第6波への対応でございますが、先ほど松浦常雄議員にもご答弁いたしましたとおり、基本的に、基本的な感染防止対策の啓発とワクチンの追加接種の準備を進めることであってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 私は、特に2回目の接種のときなんですけれども、ワクチンの確保に苦労されておったと感じているところなんですけれども、接種の前倒しについて、ワクチンの確保は大丈夫なのか。見通しなどあれば、お示してください。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

新聞報道によりますと、県においても内堀知事は、政府が想定している供給量は、8か月の接種でおおむねぎりぎりであると聞いておられたということを記者会見で述べておられます。厚生労働大臣も昨日、一律での前倒しは困難であると表明しておりますし、県のワクチン接種チームにも念のため確認しているところなんですけど、今のところ報道以上の情報はないようでございます。

このため、当面は状況を見守るしかないなということで、確たる情報は持っていないということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 次の質問に移ります。

追加接種に関しては、2回にわたる接種後の様々な副反応から、否定的に考えている人たちもいることも明らかとなっております。個人の意思を尊重するのは当然ではあるんですけども、この追加接種の法的な根拠は何か、お伺いします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

今回の追加接種でございますが、今回の追加接種につきましても、予防接種法第8条第1項に基づきます臨時接種として実施することとなっております。

また、大臣命令が改定されまして、接種の期間は令和4年9月30日まで延長され

たところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 次の質問に移ります。

町ではファイザー製のワクチンを予定しているようですが、より確保しやすいモデルナ製のワクチンを代わりに接種する、いわゆる交差接種を行うことは、状況次第であり得るのかどうかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

先日、岸田首相が施政方針で表明しましたとおり、国は、モデルナ製ワクチンも活用して、交差接種を前提とした追加接種の準備に入っております。モデルナ製のワクチンは、まだ薬事承認が追加接種の分は行われておりませんが、薬事承認が行われ次第、町は、ファイザー製とモデルナ製、2種類のワクチンの供給を受けることとなる見込みでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 町では、国の方針に合わせてモデルナ製ワクチンも活用するということですね。

これまで町のワクチン接種ではファイザー製ワクチンしか使用してこなかったと思うんですけども、モデルナ製ワクチンが配分されたときの対応とかはどのように考えておりますか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

モデルナ製ワクチンの部分については、議員ご指摘のとおりでございます。

現在、公立藤田総合病院ではモデルナ製ワクチンの保管設備がございませんので、現在、設置に向けた調整を可及的速やかに整えまして、追加接種が本格化する前に準備を終えたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） このファイザー製とモデルナ製の2種類のワクチンというのは、同じメッセンジャーRNAワクチンであるんですけども、それぞれ保管温度であるとか、1瓶当たりの接種人数とかが違ってくるかと思うんですが、同じ会場で接種となると、何か混乱するような気がするんですけども、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えをいたします。

議員ご質問のとおりでございます。

国では、ファイザー製とモデルナ製、2つのワクチンを使用することを前提に進めておりますが、町においては、同じ日に、同じ場所で、2つのワクチンを同時に扱う

ということはあるべく避けたいと考えております。

実は、ファイザー製は希釈が必要ですが、モデルナ製は希釈が不要であったり、それから、モデルナ製は0.25ミリリットルの接種ですが、ファイザー製は0.3ミリリットルだったり、分量が違ったりしております。これを現場のナースや薬剤師の方が同時に行うことは危険ですし、混乱の元と考えておりますので、できれば日によって分けるとか、会場によって分けるとか、様々な工夫が考えられると思いますので、これから医療機関と調整してまいりますけれども、安全、安心を最優先に、現場が混乱しないように準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今回の3回目の接種というのは、過去の2回の接種において蓄積された、例えばノウハウであるとか、必ずしも活用できないということになります。

次の質問に移ります。

町では、医療従事者については今月から接種開始ということですが、ほかの市町村から通っている方々についてはどうするのか、見解をお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

今回の追加接種から、医療従事者の接種についても住所地の市町村が担うこととなりました。しかしながら、町外から通ってくる医療従事者の方たくさんおりますので、公立藤田総合病院と協議をいたしまして、国見町、桑折町の医療機関に従事する方々について、接種を希望する方は、公立藤田総合病院での接種を進めるというふうに協議を進めているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） そうしますと、国見町民以外の方々に、国見町、桑折町分のワクチンで対応するということになりますか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

そのようになりますが、同じ医療機関の中で接種している人と接種していない人が混在するという状況は、安全上からも避けるべきだと考えているところでございます。結果的に、町外の住民に国見町と桑折町分のワクチンを使用することになりますが、ワクチンは都道府県単位で配分されるものでございますので、この状況をしっかり県に伝えまして、国にワクチンを要求してまいります。

また、ワクチンが不足する場合は、県にワクチンバンクの発動を求めて、とにかくあらゆる手段とネットワークを駆使してワクチンの確保にあたっていききたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 大変力強いご答弁で期待しておりますが、さらなる万全な対策をお願いいたします。

次に、食育の観点からの児童生徒に食事を提供するプロジェクトの推進について質問いたします。

第6次国見町総合計画の中で、これから町を担う子どもたちに対し、地域性を軸とした食育を推進することで、子どもたちの食のリテラシーを高めるとしてありますけれども、この施策についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

町の食育を推進します国見町食育推進計画におきましては、「食を学び、食を伝える」を基本理念といたしまして、健康はもちろん、生命の大切さや食べることへの感謝を育むために、地産地消や食文化の継承など、様々な観点から一体的に取り組んでございます。この中では、田植や稲刈り、あるいはサツマイモの収穫体験など、様々な体験を通しまして理解を深めることとしております。

いずれにしましても、食は人間の生活の基本でございますので、先人の知恵や工夫を継承する機会を提供いたしまして、子どもたちが、食を通して国見町の伝統文化や、あるいは生産についての理解を深めて、食のリテラシー向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ただいまの答弁の中で、地産地消などの観点から一体的に取り組んでいくということであるんですが、町には、月に1度、児童生徒に食事を提供する放課後クッキングクラブという組織があります。町としては、そういった民間レベルでの活動を後方支援していくことが大切と考えますが、町の考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをします。

ご質問の放課後クッキングクラブは、地域の皆さんがボランティアで運営する子ども食堂です。このクラブの特徴は、食べることにプラスをして、一緒に作ることで、生きていくスキルを身につけてほしいと実践をしていることです。

子ども食堂の取組を行政が行いますと、公平性のために一定の所得で線引きをしたり、食事の提供、そのことだけが目的になってしまいます。子ども食堂は、食事の提供だけではなく、1人で食べる、いわゆる孤食を防ぐため、みんなで食べるという共食の場であったり、相談の場、あるいは子どもの居場所であったりと、幅の広い取組になっています。このため、困窮をする、いわゆる赤信号の子どもだけではなくて、そこまで至らない多くの黄信号の子どもたちも含めて、幅広く対象とすることが必要となってきます。このような取組は、民間組織やボランティアが担うからこそ可能になります。

教育委員会は、放課後クッキングクラブのスタッフ会議に参加をし、スタッフと一緒に、どうすれば子どもたちのためになるか等、話し合いをしております。また、チラシの作成をスタッフと分担をしたり、調理スタッフとして参加をしたり、ほかの子ども食堂の事例の提供、あるいは様々な助成の情報提供なども紹介をしております。どうしてもお金の支援というものを考えがちになりますけれども、民間レベルでの多様な活動に対する支援は、一緒に歩む伴走型の支援が最も適していると考えています。

現在、コロナ禍でクッキングクラブの活動も休止をしていましたが、できることから始めようということで、このクリスマスから来年の3月まで、毎月、食材とレシピを配布するという準備をしているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 行政の側面として、補助金とか助成金とかそういうのではなくて、例えば、国見町には特産物、モモやおいしいお米、あんぼ柿など、そういった食材を、もし町のほうで出来るのであれば、そういった食材を中心に民間組織をバックアップしていく方向で考えていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、12番浅野富男君。

浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 私からは、個人情報とデジタル化について、まず質問を行ってまいります。

国や自治体等が保有する有用な情報をオープンデータとして整備、公表したり、デジタル社会における基本的なデータベースとして、多様な主体が参照できるよう整備していきます、これはデジタル関連法の審議の中で発せられた表現であり、法案の狙いを適切に表したものと受け取られました。守られなければならない個人情報が多様な主体、すなわち営利を目的とする企業、組織などが利用できるようにすることにあると解されることから、各方面の識者、マスコミなどからも、その危険性についての指摘がなされたところであります。

デジタル技術は、社会の進歩の中で実用可能になったものでありますが、情報通信など、暮らしに役立つ技術として、人々の暮らしに幸福をもたらす仕組みとすることが大事な要素かと思っております。

まず、そこで1つ目でありましてけれども、地方自治体においても、住民福祉の増進のために活用されることが求められますけれども、今後について、デジタル化が求められているのはどのような事務事業でしょうか。まず初めに伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

地方自治体がデジタル化を推進する事務については、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの促進、普及など多岐にわたりますが、特に令和7年度までに、地

方公共団体の基幹業務、例えば税関係業務や健康保険業務、児童手当業務など、17業務のシステムの標準化、共通化が求められています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 17の業務が令和7年度まで進められるということでありまして、けれども、そうしますと、これに携わる、システムを立ち上げるための人員とかもかなり大変ではないのかと思うんですけれども、人員のやりくりはどういう形で進めていくことになるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

現在のところ、基幹業務システムの統一、標準化につきましては、対象業務の範囲が示されたところをございまして、具体的にどのようなやり方で進めるのか、また、関係する補助金等の詳細の部分については、まだ国より通知等来ておりませんので、今後、来年度に向けて検討をしていくという形になっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そして、今、17業務一斉に進められるのは全国的な課題なんだろうと思っております。ですので、それらが統一した形で進められるということになりますと、自治体としていろいろな情報を持っていると思います、大事な情報もあるんだろうと思うんですけれども、それらが一括してまとめられることになるのではないかと思いますけれども、その辺りについてはどのような形で進めていくんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この地方自治体が行う基幹業務、17業務が、地域情報のプラットフォームということで、先行して統合を図るという中身になっておりますが、まだ、この業務につきましては、毎年のように制度改正とかしているということがございます。よって、それぞれの市町村で、システムを個別に持って構築しているという状況でございます。それを、共通的な基礎と機能を持たせたプラットフォームに乗せることによって、経費の節減や安全性を高めるという業務になりますが、今のところ、中身の詳細については今後検討するという事になっております。その詳細の中身につきましては、省令等の通知で制度的な設計がきちんとなされた段階で検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 私が考えるに、一番大変なことかと思うのは、いわゆるこの情報が一括して管理されるということにはならないのかと思っておりますけれども、今の状況だと、まだその辺りまでも分からないという答弁でありますので、それらが明ら

かになった時点で、また議論させていただきたいと思います。

それで、個人情報保護条例ということになりますけれども、現在のところ、本人の同意、通知義務、あるいはオンライン結合禁止などといったことが定められていると思いますけれども、こうしたこととの整合性、一斉に全国的にデジタル化を進めるということの中であって、この辺りはどのような形で調整していくのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

令和3年9月1日より施行されましたデジタル改革関連法には、デジタル社会推進への対応としまして、個人情報保護制度の見直しが含まれております。

町は、個人情報の適正な取扱いを第一に考え、国の関係法令の改正を精査し、必要に応じた条例の一部改正など、対応をしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、その時点になって、改めてこの条例の見直しをするという受け取り方で大丈夫ですね。

そうしますと、このデジタルというのは本当に便利なものというのは確かなんです。しかしながら、現時点ではまだ、デジタルを使いこなせる人、あるいは使いこなせない人、そういった人たちがいっぱいいると思います。この辺りで一番心配なのは、やはり町民が安心してデジタルに対応できることが求められているのではないかと思います。

この条例との関係で言いますと、その辺りまで踏み込んだ形の条例、町民を守るという形まで含んだ条例にしなければならないと思うんですけれども、この辺りについてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

国見町個人情報保護条例につきましては、お質しのとおり、本人同意、通知義務、オンラインの結合禁止など、各項目によって様々な状態を想定しまして、条例を制定しているところでございます。

この個人情報保護条例につきましては、今のところ国から、この改正がどのような中身になるのかについては、詳細な省令や規則等の通知はまだございませんので、先ほども答弁しましたとおり、関係法令の改正を精査いたしまして、適正に改正を整えていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） オンライン化ということになりますと、行政に携わる方々にとっては非常に簡単になるということがあると思うんですけれども、これまでの経験で言いますと、オンライン化が30%程度までは、行政事務の効率が低下するということが言われておるんですけれども、この辺りの関係で、デジタル化のシステムを進めて

いく上で、スムーズに移行することができるのでしょうか。

例えば、マイナンバーカード、今、四、五年たったんではないかと思うんですけども、それがいまだに100%に到達しない、あるいは100%に到達しないと、あんまり役に立たないんではないかと思っているんですけども、そういう形での進め方となったならば、かえって自治体にとっては非常に負担になるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今回の令和3年9月1日に施行されましたデジタル改革関連法案につきましては、いわゆる国ベースでのプラットフォームの変更ということになりまして、町は、そこに接続しまして、様々な業務を共通化する、統一化するというのが大きな目的になっております。

それで、統一化することによってどんなメリットがあるのかと言いますと、個人情報保護の観点だったり、セキュリティが強化されるという観点もございます。また、最新の設備、アプリという言い方にしますけれども、OS等を入れることによって、町がコスト投入をしなくても、新しい新規のサーバーやOS、アプリを共有利用できるというメリットもあるということになっております。

現状ですと、この程度のことしか町には通知等は来ておりませんので、町としての負担がどのぐらいになるのかについては、これから議論がされるのかなと考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 今、メリットのことについて話されましたけれども、それはやはり行政にとってはメリットということになるのではないかというのが私の考えです。というのは、先ほども言いましたけれども、このマイナンバーが進まないというのは、やはりそこに利用する方、町民、国民が、何らかの不安があると。あるいは、それほど役に立たないと感じているのか、そういったことがあるのだとっております。これが、今進められているデジタル化の現状かなとっております。

それで、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というのも、これは5月に成立して、国が進めている行政のデジタル化の下で立ち上げられる法律かと思っておりますけれども、この推進において、基本方針を作成することになっているものと思っております。現在どのように進められているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

現在、国は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づきまして、基本方針の策定をしております。よって、公官庁や関係機関と協議をしているところでございます。

今後、各都道府県の知事や全国市長会、町村会などから意見聴取なども実施され、

策定する予定と聞いております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 作成するにあたって、今、答弁の中にもありましたけれども、市町村の意見を反映するべくということが出ているかと思うんですけども、本町においてどのような意見を申し上げるつもりでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

意見聴取につきましては、町村会からまとめて聴取すると確認したところでございます。

当町といたしましては、今のところ内容を精査している段階でございますので、中身が分かり次第、町村会などで意見を述べる機会がありましたら、反映させていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） そうしますと、現時点では、そこまでは進んでいないということかと思えます。国で決めた法律ですので、間もなく、その立ち上げをしてくださいというようなことが来るんだろうと思うんですけども、いつ頃が大体その目安になる日時になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、この基本方針につきましては、デジタル庁等に確認しましたところ、年度内の基本方針の策定を目指しているという返答をいただいたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） ぜひ町民の利益になるような形に持っていくべき意見をまとめておいて、意見を反映させることで進めていっていただきたいと思えます。

それで、4番目の質問になりますけれども、個々人の情報について、最も詳しいのが地方自治体だと思っております。デジタル化を図るには、住民との信頼関係が非常に重要なことでもあります。情報漏えいの話が時々報じられますけれども、各自治体には個人情報を守る義務もあるものと考えております。この辺りで、先ほどの質問との重複もあるかもしれませんが、改めて町の認識とはどういったものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えします。

町では、住民サービスの向上と行政事務の効率化のため、様々なシステムを導入しています。その中で、個人情報を守るため、ハード、ソフト面において様々な対策を実施しています。ハード面では、システム全体の強靱化を図るため、ネットワークを

分離し、それぞれ独立した領域にて操作するようシステムを構築しております。また、外部からの攻撃に対する防御をするためにフィルタリングを強化し、記憶媒体などの接続を制限しております。ソフト面では、セキュリティーポリシーの改定や、職員のセキュリティー意識向上のための研修やメール攻撃などに対応した訓練なども実施しております。

議員お質しのおり、町には、個人情報を取り扱うものとして、その情報を厳格に管理し、守っていく、当然の責務があると考えております。今後とも技術的なハード面での対策とともに職員の意識向上を進めながら、個人情報の適正管理に取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 今現在のシステムの内容かと思っております。そのことが、まさに今度の、先ほど言いました、地方情報システムの標準化に関する法律の中で、そういったことが本当に守られていくのかがやはり一番私が心配するところでもありますけれども、そういったことが本当に生かされる形になるのでしょうか。

まだ具体的な情報も来てないという中なのでありますけれども、自治体としては、やはりそういったことを基本にした形で進められるよう、先ほども言いましたけれども、意見として持っている必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

議員お質しで、先ほど申しましたとおり、個人情報を取扱うものとして、厳格に管理し、守っていくということは、当然の責務であると考えています。

今回のデジタル改革に係る改正につきまして、内容を精査した上で、町個人情報保護条例と照らし合わせて、適正に管理し進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 市町村が持っておりますこの個人情報というものは、本当に町民が生きていくためには重要なことがいっぱい、たくさん持っていることと思っております。そうでなければ住民の安全、安心を守れませんので、当然のことかと思っております。

その中でも危惧しているのは、これらが一括的に集中管理されることにあることが、本当に心配されるわけでありまして。情報漏れは時々言われておりますけれども、この情報漏れだけではなく、大きな組織にこういった情報が渡るといことになりまして、本当に我々一人一人の命が守られるのかということが危惧されるということになります。デジタルは、常にこうした危険と隣り合わせといってもいいのではないかと考えております。町としては、慎重な運用になるよう十分気をつけた形で、このデジタル化を進めていってほしいと思っております。デジタル化が駄目だというわけではありませんけれども、こうした危険が本当にあるという中で進められることを望むものであります。

それでは、次の課題に入ります。

生活困窮者への灯油代補助ということで質問をさせていただきます。

厳冬期を前にして、暖房の主役でもあります灯油代の値上がりが続いております。コロナ禍も少しは落ち着いたかに見えますけれども、感染第6波もないとは言い切れておりません。経済もコロナ感染以前には戻っておりません。

このような中、寒冷地にある自治体では、暖房費用について補助する自治体も生まれております。本町にも生活保護利用世帯、住民税非課税世帯、あるいは高齢者世帯など、要援護世帯への援助は町として必要なことではないかと考えております。町の考え方をまず伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

町では、灯油価格高騰の対応、対策といたしまして、低所得世帯を対象に、暖房用灯油代の一部を助成をして負担の軽減を図ることとしまして、その経費にかかる補正予算を今定例会に提出をしております。

内容としましては、現年分町民税非課税世帯に対しまして、灯油代購入費として1世帯5,000円を助成するもので、灯油券として配布をしまして、町内の灯油取扱業者にて引換えて灯油の購入ができるようにしたいと考えております。

事業費についてですが、町内の非課税世帯を約900世帯と見込みまして、事務費を含む事業費489万円を補正予算に計上したところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 補正予算に上げていただいたことは、大きく評価させていただきたいと思います。

その中で、1件当たりどのぐらいの金額を補助していきたいと考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

1世帯当たりの助成金額ですが、ただいま答弁で申し上げましたとおり、1世帯5,000円を助成したいと考えているところです。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、5,000円ということになりましたけれども、この5,000円の計算の根拠は何なのでしょう。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） 5,000円とした根拠ですが、こういった事業を過去にも実施しておりまして、平成19年と平成20年度に福祉灯油ということで助成事業を実施しておりました。そのときも対象世帯に5,000円の助成をしたということでございます。また、今回の実施にあたっては、近隣の状況も踏まえて金額の設定をした

ところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 前回に見習ってということであります。今回、本当に値上がりしていて、低所得世帯、そういった世帯は大変なんだろうと思っておりますけれども、そういう中で少しは援助にはなるのかなと考えております。

それで、今年、補正予算化ということになりまして、値段的には、今1.5倍近い価格が通常より上がっているという中にあります。今回の補正を組むにあたって、財源となるべき部分があるかと思うんですけれども、かかった分について、国なり県なりに要望するということはできるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

国の財政支援についてということになりますが、先月、11月19日に閣議決定されておりますコロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、エネルギー価格高騰への対応といたしまして、地方公共団体が行う生活困窮者に対する灯油購入費の助成などの対策に対し、国は特別交付税措置を講じるとしております。先ほど答弁しました、町が行う低所得世帯に対する暖房用灯油代の助成事業に対しましても、一定の財政支援が行われる見込みとなっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 今回は、国も、灯油の値上がりが続いているということで援助するということの政策を取っているという中にありますけれども、こうした生活困窮者に対する援助とか、そういったことに対しては、やはり財源的にも、今後も声を出していく必要があるのではないかと思います。財源の乏しい自治体にあつては、声を上げることは非常に大事なことを考えております。声を出さなければ、やはり要望が届かないということになりますので、これからも必要なときには支援を求めるべき声を上げていく必要があるのではないかなということを申し上げまして、質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時10分まで休議いたします。

(午後1時57分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後2時10分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

最後に、2番八巻喜治郎君。

八巻喜治郎君。

(2番八巻喜治郎君 登壇)

2番(八巻喜治郎君) さきに通告していたとおり質問いたします。

学校における緊急時の医療体制についてであります。

昔から、医療機関や教育機関などは聖域と言われていました。しかし、星霜は移り、現代社会においては、聖域といわれる現場などにおいて、人命に関わる信じ難い多くの問題が増加しております。

では、質問いたします。

幼稚園をはじめ、小中学校において、不慮のけがなどをした場合の連絡体制についてお伺いいたします。

議長(東海林一樹君) 学校教育課長。

学校教育課長(羽根洋一君) 2番八巻議員の質問にお答えいたします。

教育計画の中で、傷病、事故等の応急体制について定めております。傷病の程度によりまして、保護者への連絡とともに、必要に応じた医療機関への事前連絡、そして、緊急時においては救急車の要請、または学校で直接搬送の対応を行うこととしております。

以上、回答といたします。

議長(東海林一樹君) 八巻喜治郎君。

2番(八巻喜治郎君) 一番大事なことは、不慮のけがなどで負傷した子どもを救護することです。迅速にけがの状況に応じて、今答弁にありましたが、最善を尽くすことでもあります。連絡体制を整えることはもとより、けがをした子どもに治療を施し、回復を願い、見守り、温かく包むことが重要です。そうすれば、おのずと信頼関係が構築されます。

国見町の教育機関、幼稚園、小学校、中学校の園児数、児童数、生徒数の全体総数は620名であります。そのうち、ひとり親世帯の数は、全体で66世帯あります。その中には、祖父母と同居していない世帯もあります。ひとり親世帯を含め、保護者の皆様が、現在、子どもの養育、教育のために必死の思いで働いております。町外の企業などへ勤務している方も多くおります。

次の質問に移ります。

学校内での子どものけがなどの緊急時に、ひとり親世帯を含め、保護者がすぐに対応できない場合の学校の対応についてお伺いします。

議長(東海林一樹君) 学校教育課長。

学校教育課長(羽根洋一君) お答えいたします。

緊急時におきましては、校長等の指示によりまして救急車を要請することとしており、また、児童生徒を直接学校が病院へ搬送することを行っております。

特に保護者への連絡を基本としますが、その連絡がつかない場合につきましては、公立藤田総合病院を原則として、対応可能な医療機関へ搬送、いち早く受診するとい

う体制を取っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 我が国見町の未来を築くのは子どもたちです。町をよくしていくのも、老後の面倒を見てもらうのも子どもたちです。その子どもたちが、国見町の学びにおいて必要な基礎学力をつけて、心を豊かにして、ふるさと国見町に興味と関心を持っていただくことは、大切なことでもあります。素晴らしいことです。

子どもたちの安全な環境や医療体制の充実を図ることは、町と医療機関、学校と保護者のはずです。子どもたちの健全な成長のために、保育所、幼稚園、小中学校の先生方たちは頑張っていておられます。それを支えるために、私たちは今後どのように関わっていくのか、大切になります。

次に移ります。

子どもが学校でけがした場合の対応はどのようになっている。今年になってからですが、けがをしても連絡してもらえなかったなどの話も聞いておられます。

学校内でけがをして、病院に行っても受診できなかった、診てもらえなかったという事例もあるが、町としてどのように捉えているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

ただいまのお話でございますが、公立藤田総合病院に問合せをいたしました。子どもの場合につきましては、極力受け入れることを基本としておられます。ただし、手術や緊急搬送が重複するような場合、専門医が対応できないという場合、これはやむを得なく断るというケースもあることについてはご理解いただきたいという答えでございました。

教育委員会におきましては、学校等で緊急時については、先ほど答弁したとおり、緊急搬送を要請するということをしており、できるだけ早く専門医のほうにつなげる形で考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） この事例は、学校内でけがをして、学校から保護者が連絡を受け、また学校から病院に連絡をしていただき、子どもの保護者が、骨折した子どもを公立藤田総合病院に急患として連れて行ったときに、診察と治療をしてもらえなかったという事案がありました。結局、伊達市の病院を保護者が見つけて、急患として連れて行き、緊急治療を受けたとのこととあります。

当町の学校医の病院では、子どもの保護者に、受診歴がないので他の病院で受診してくださいと明確に対応しております。後でいろいろな理由をつけましたが、全く診察や治療をしなかったのです。子どもは、その間、骨折の痛みを耐えながら、泣き続けていたのです。子どもの立場になり、学校医として寄り添っていただきたい。

国や町の学校医として、子どもたちの健康などの診断や指導をしている病院です。

学校医なのです。未来をつくる子どもたちのために、学校医としての自覚を高めていただきたい。

公共機関の指定、公認といった言葉をよく聞きますが、そこには必ず指定する側と指定を受ける側の双方に公共的な責務が発生します。

学校医として指定を受ける医療機関と指定する教育委員会の責務について、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

学校医につきましては、定期健康診断や健康観察、そして感染症対策など、児童生徒の健康相談や指導、衛生管理の安全のために委嘱しているというものでございます。感染症が発生した場合などは、助言、指導をいただいておりますが、全ての緊急的な対応を意図したものではありません。

教育委員会では、児童生徒が健康、安全に過ごせる環境を提供するために適切に指定していると考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 子どもたちの健全な成長のために、今ご答弁いただいた教育委員会では活動しています。また、子どもの健康維持のために、保健医療関係者は活動しています。

緊急時の子どもの安心できる医療体制の確立について、先ほど述べてもらいましたが、町として、さらに考えを述べていただきたい。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

まずは、医療の現状について説明をいたします。

今でも、医師ならば専門が違って何でも診療できると思っている方は多いかもしれませんが、現実とは異なります。ここ数十年の医学の進歩はすさまじく、専門でない疾患を適切に診療するには、かなりの時間をかけて、専門的な研修が必要になっています。つまり、開業医であっても、総合病院の医師でも、専門以外の診療は得意ではないと、これが今の医療の現状であります。

さて、緊急時の子どもが安心できる医療体制ですが、公立藤田総合病院には、内科、整形外科など14の診療科があります。小児科には、2名の常勤の医師と医大の医師が入ります。整形外科あるいは外科は、午前中は外来診療で、午後は手術に充てています。また、専門外の医師が対応するため、応急手当とはなりますが、休日、夜間の救急外来もあります。

次に、救急搬送、救急車による搬送の場合です。

特に休日、夜間の場合は、伊達地方救急医療病院群輪番制協議会が、専門医の担当する当番病院を、公立藤田総合病院も含めて輪番で組んでおりますので、そちらが搬送先となります。また、循環器疾患及び脳疾患につきましては、専門医のいる医療機

関の多くが福島市にあることから、福島市救急医療病院群輪番制運営協議会と伊達地方の輪番協議会が協定を締結をし、救急搬送先の相互の受入れを担保しています。

このように、町内に公立藤田総合病院があることは、専門医が多いということ、救急外来の設置など、安心できる機能があると考えているところです。ただし、診療の専門化が進んでおりますので、小児科、整形外科の開業医の場所など、あらかじめ医療機関の情報について日頃から調べておくなどの対応もお願いをしたいと思います。

また、緊急事態においては、迷うことなく救急搬送を依頼していただくことが大切だと考えていますし、保護者皆さんへの啓発にも取り組んでいくこととしたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） ただいまの答弁で、子どもの安心できる医療体制を確立する努力を進めているということで、子育て世代、子どもたちも保護者も、健康で、安心して、心豊かな日々を送ることができるのではないかと思います。今後とも、そういった努力を継続していただきたい。

次の質問に移ります。

商店街の活性化についてです。

J R 藤田駅、商店街、そして道の駅国見あつかしの郷を結ぶ回遊性のある町道 1 1 6 号が完成したが、今後、藤田商店街の活性化のためにどのように取り組んでいくのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

国見町内には様々な店舗がありますが、店舗ごとに自慢の逸品やサービスがあります。町内外から藤田商店街に誘客を図るための努力を商工会が主体的に行うとき、町は、その取組を全面的に支援してまいりたいと考えてございます。

例えば、1 1 月 6 日に商工会主催で開催した、第 2 回くに味でまんぷく！ウォー食ラリーが良い事例だと考えております。毎回趣向を凝らし、定期的に開催できれば、藤田商店街の誘客を図れるものと思います。

今後、商店街の魅力を創出し、にぎわいを取り戻し、そこに暮らす町民にとって必要な機能を維持していくためにも、各店舗では、消費者ニーズに対応した商品開発や接客など、喜ばれるおもてなしで、常にお客様に選ばれる店づくりに取り組んでいただくことが重要と考えています。それぞれが役割をしっかりと果たし、藤田商店街の活性化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 町道 1 1 6 号拡幅整備については、町民の皆様方から様々なご意見をいただきました。道路は、町内外の多くの方々を利用することにより、日々地域の利便性と活性化が向上するものと考えます。町では、多額の財源を投入して完成さ

せたのですから、その道路を今後生かして、藤田商店街の活性化につながるのです。

商店街の店舗は年々少なくなっているが、空き店舗の再利用などを含めた方策があればお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

町なかの買物場所としての機能やコミュニティー機能を維持し、誰もが買物しやすく、暮らしやすいまちづくりが求められている中、商店街で空き店舗が増えることは大きな課題です。

まずは、商工会が主体となり、所有者の意思確認を進める必要があります。その上で、商工会と調整を進めながら、マッチングが可能であれば、その方向性について具体化を図っていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 町内外の関連になりますが、町内外の起業家、商売を始めたい、または店舗を借りたい、また探しているという方がいた場合において、町の支援策、店舗改修費用などの一部支援とか考えているのか。

また、国道4号拡幅工事が完成して、今後、国道沿いや、町道116号沿いに店舗を進出させたいなどの企業があった場合、町の考えと対応、情報の発信等も含めてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

ただいま八巻議員のお質しにあつたとおり、起業されたい方も当然いらっしゃるかと思います。具体的に、国見町で、そういった起業される方の補助金は特に今ございませんが、次年度以降、移住、定住を絡めた創業支援策として、新たな補助についても検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 八巻議員のご質問にお答えします。

新たな事業を起こす場合、商店を始める場合ということでございますが、町としましては、現在、大坂住宅の1棟について、リノベーションをして、そちらに、にぎわいを創出するために起業支援の建物の改修を今進めているという状況であります。大坂住宅が、今1棟空き住宅になっておりますので、そちらについて新しい建物、改築という形になるんですけれども、そちらで事業を始められる、起業される方の支援をするために、そういう建物を利用していくという施策も今行っているという状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八巻喜治郎君。

2番（八巻喜治郎君） 国見町は、合併せず、自立する町を選択したのであります。今後、

少子高齢化と人口減少が進む中、100年後、1000年後にも国見町が生き残る、
未来に向けての国見町の具体的政策が重要であると申し上げて、質問を終わります。
議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、午後2時45分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願
います。

12月10日は、午前9時から議会運営委員会を、終了後に全員協議会をそれぞれ
委員会室において開催しますので、ご参集願います。午前10時から本会議を開きま
す。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後2時37分)

第 3 日

令和3年第8回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年12月10日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第68号 国見町個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 第 2 議案第69号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例
- 第 3 議案第70号 国見町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第71号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第72号 国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第73号 国見町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第10 議案第77号 令和3年度国見町一般会計補正予算（第6号）
- 第11 議案第78号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第79号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 委員長報告
 - 陳情第18号 住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する陳情（追加日程）
- 第14 議案第80号 工事請負契約の締結について
- 第15 発議第 7号 住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する意見書
- 第16 議員の派遣について
- 第17 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民防災課長	澁谷康弘君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	武田正裕君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	実沢隆之君	建 設 課 長	村上幸平君
上下水道課長	宍戸浩寿君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	阿部善徳君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	羽根洋一君	幼 児 教 育 課 長	東海林八重子君
生涯学習課長	佐藤光男君	農 業 委 員 会 会 長	澁谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	赤坂育美君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第68号 国見町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第68号「国見町個人情報保護条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第68号、国見町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 総務課長にお尋ねしたいと思います。

今回のこの条例の改正については、いわゆる行政のデジタル化を進めるための出発点、第一段階ということでの改正かと捉えておるところであります。既に施行期日が始まっていることから、特に駄目だと、あるいは反対ということは申しませんけれども、尋ねておきたいことがあります。

総務省から内閣総理大臣、国のトップに個人情報の提供先が移るということで、非常に大きな権限を持ったところに個人情報収集されるという形になるのではないかと思います。この中で危惧されますのは、地方自治の自主性についても、直接口をはさんできて指導、指示とかをされることになるのではないかと非常に危惧されるわけなのですけれども、このあたりについての町としての受け止め方はどのようなものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

指導、助言というところではなくて、個人情報保護条例の組立て方、プラットフォームが全国の地方自治体でばらばらだったということが、まず一つあると思います。それで、先日の一般質問でもございましたけれども、汎用化システムにするための基本的なプラットフォームを整える上で、個人情報保護条例の基本的な約束事を統一化しようという目的であるので、国が監視を強めようとか、そういった意図があるとは思ってはいないんです。あくまでも、今まで地方自治体が各々の基準でやっていて、国見町でよくても、他の市町村では駄目だとか、いろんな差異があったものを同じラインに並べるとというのが今回の改正の主たるものかと。総務省でやっていたんですけ

れども、ご存じのとおり、デジタル庁が発足して、それが内閣府の所管になったということですから、それが、議員おっしゃられるように、国の監視が強まるのではないかというご懸念はあろうかと思えますけれども、町としてはそういった捉え方ではなくて、一本の横串はきちんと刺さった上で、共通の基盤の上での個人情報の保護を図れるという認識で私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第69号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第2、議案第69号「福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 議案第69号、福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第70号 国見町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第70号「国見町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 議案第70号、国見町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第71号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第71号「国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第71号、国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番佐藤定男君。

8番（佐藤定男君） ただいまの説明ですと、出産一時金として40万4000円から40万8000円に増額すると。それで、先日配付いただきました提出議案の概要によりますと、改正前は42万円、支出総額ですが42万円、改正後も42万円ということなので、該当の出産費用については、トータルでは変わらないということでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答え申し上げます。

出産一時金につきましては、こちらに載っております出産育児一時金のほかに産科医療補障の保険金の掛金を加えた合計42万円が支給されることとなっております。そちらの規定につきましては、国民健康保険給付規則で定めておるものでございます。条例の改正を賜りまして給付規則のほうも改正し、42万円の支給ということで変わらず支給できるように準備したいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第72号 国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第72号「国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第72号、国見町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 確認なんですけれども、お伺いしたいと思います。

いろいろご説明いただいて確認したいと思うんですけれども、町にとっては、このスキームは、リスクゼロと考えてよろしいのでしょうか。不動産取引は様々なリスクを伴います。ただ、管理業者の倒産、廃業のリスクはあるとは思いますが、例えば、入居者を探すとか、家賃が下がったとか、そういうリスクがあると思うんですけれども、それは全て管理業者が負うということで、町はリスクを負わないということで確認してよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 3番宍戸議員の質問にお答えします。

リスクというのは、入居者がなかった場合とか、そういった場合でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） それも含めまして、全て不動産取引にはリスクがございますよね。

例えば、5年、10年たったら家賃が下がるとか、または壊れたとか、それは管理業者が全て管理するとは思いますが、そういう場合についても全て管理業者がリスクを負うということで、何があっても町はリスクなしという形で考えていいんですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 仮定のお話ということでございますが、リスクがないように、まだ修繕等につきましては委託業者で修繕を行うということでございまして、家賃についても、そういったことも含めまして、今後、リスクのないように適正な管理ということをしてまいりたいと思います。

以上、説明といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） では、リスクなしという考え方でよろしいんですね、何があっても。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、子育て住宅につきまして、リスクをいろいろご指摘いただきましたけれども、事業について、何をやってもリスクがゼロだということはございません。それで、この子育て住宅についてのリスクにつきましては、例えば、入居者が全くいなかった場合とかが考えられます。あと家賃につきましては、現在のところ下げる予定はございませんが、条例で8万円、1万円ずつ下がって5万円という下限を決めています。経年等により金額を下げるということは考えていないということになっています。

また、修繕については、業者で30年にわたってメンテナンスを行うということで契約等を結ぶ予定でおりますので、そちらについても問題ないのかなと思います。

また、入居者が、例えば滞納した場合、そちらについては、連携している業者が保証の、保険会社入りまして、そちらで3か月間は一括して町に納めるという契約上の予定をしております。その後、退去させるとか、そういうことを一応やるということで、今のところ、事務的に進めているという状況になっています。

事業につきましては、何事も、橋を造るにしても、道を造るにしても、多少のリスクは伴うということになりますけれども、今回の件について、リスクを最小限にするために様々な努力を行っているということで、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） リスクは、私は若干はあると思うんですが、ほとんどないと。

例えば、町では、募集人がいなくてもリスクは負わない、または家賃が下がってもリスクは負わない、そう解釈してよろしいんですね。これお金の問題で、一番大切なので、そこを確認したいと思うんです。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりということになるんですけれども、この事業につきましては、官民連携の事業ということで、民間がつくったものを町が30年にわたって借り上げるという事業になっております。全くリスクがゼロだという断言はもちろんできません。事業については、何事もリスクを伴うということになっています。先ほども申しましたとおり、町としては、最大限リスクを回避できるような様々な方策を取った上で、この事業を進めているということで、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） こちらは建設課長だとは思いますが、先ほどの、変わっているということで、確認のため聞きたいんですけれども、入居者の申込み時点がまず40歳未満の者ということなんですけれども、これは夫婦がそろって40歳未満なのか、そして、旦那さんが若くても、奥さんが40歳以上である場合は可能なのか、その辺はこの条件が整っているのかをまずお伺いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

この年齢につきましては、条例につきましては、いずれもが40歳未満ということでございますので、夫婦共々40歳未満ということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） では、今の課長の答弁では、いずれもという、両方ともということなんですけれども、そうすると、ひとり親の方はこの条件には入ってこない、つまり、住宅には入れないということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えします。

その場合であっても、「または」としまして、18歳未満の子どもがいらっしゃるということで条件をつけております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 同じように家賃の件なんですけれども、今、お話しのとおり、40歳は分かったんですが、入居した時点で18歳未満の子が1人の者は1万円減額、2人が2万円減額となっておりますが、子どもはこれから産まれてきますよね。そうした場合、入居したときは1人だったけれども、その後、子どもが生まれても家賃は下がらないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

お子様は当初1人で、その後、産まれたということであれば、減額措置というのは

2人ということになるかと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第73号 国見町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第73号「国見町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 議案第73号、国見町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、ご説明あったのは、結論から言うと、今まで大学生の奨学資金2万円が倍になりましたという説明だと思うんですけども、そして、10年から15年と。といいますと、なぜこの時期なのかと私は思うんですけども、今、コロナ禍で、国でもそうですけれども、大学の費用がなかなか捻出されないという状態の中で、2万円が4万円になれば、返す期間は5年間延びるわけですけれども、なぜこの時期にこの議案を出したのか。

また、もう一つは、国見町としては、優秀な人を審査会の意見を聴いて、教育委員会で決めて、それで優秀な人に貸与するという事なんですけれども、その優秀な人の基準がよく分からない。その辺を含めて教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

まず、時期の関係でございます。これまで新型コロナですとか、災害ということがありまして、実は条例ではなくて、緊急対応の要綱というものを設けて、これまで奨学資金については貸与し、同等の扱いで行っていたというものでございます。さらに、現在、定住化対策等を含めまして、全般的な町での住民の定住化も含めた見直し作業

を進める中において、奨学資金の額があまりにも、ほかの団体に比べ、一般的ではないということから、今回、金額の訂正とさせていただいたところでございます。

さらに、もう一点の説明として、優秀な人ということでの質問がありましたけれども、実は7条にも審査会というのがございますけれども、実はこの審査会においては貸与基準というのを設けております。それにおいては、まず学力の関係も含めて、さらには、高校ですと校長先生の推薦ですとか、本人の学びたい意思ということを含めて、審査会において審査をいただく形になっておりますので、そのような形で運営を適正に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の内容については、今までは条例でなくて、要綱で定めたということなので、それは理解しましたけれども、桑折町も3万5000円で今、やっているんですけれども、桑折町は一部返すことがないというか、補助金という形で1万円ほどくれているんですけれども、国見町については全額返金と見えるんですけれども、町としては、ここは貸付けではなくて、一部返さなくてもいいよという措置は検討はなされたのかどうかお伺いしたい。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

現在、町長が当初の冒頭の中で説明したとおり、定住化対策ということをお話しているということをお話ししておりました。実は、内部においては、定住化対策の中で返却に対する支援ができないかということを検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 去年の実績は奨学資金が7名ということでした。1人がまた未納ということで書かれているんですけれども、その未納の理由は、やはり今のコロナ禍、あとは何か困った人に貸すのに、経済的に困った人から、また引き離すというのは変ですけれども、それを、その1名に対してはどのように考えるか、お知らせ願いたい。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） 現在、未納者の扱いにつきましては、お一人お一人、その方については通常に勤務しておりますので、十分返済能力はあると考えております。その意味では免除の検討には上がっておりませんが、いずれにしろ未納の扱いでするので、適正に徴収に向けて進めたいと考えております。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、奨学金制度の部分についてご理解をいただきたいんですが、この奨学金の制度につきましては、憲法また教育基本法において、いわゆる教育の機会均等ということ担保するために奨学ということで、市町村においても義務化をされているところであります。

国見町では、山長育英財産ということで、町民の方から寄附をいただいた財産を基本にして、この奨学制度を運営してきました。この奨学金を、奨学金の制度の中で、返還について免除するというのをうたってしまいますと、その山長育英財産という寄附をされたもので運営してきた部分が、当然減ってってしまうということになりますので、国見町の奨学金の制度につきましては、あくまでも将来まで維持をしていくということを基本にして、この奨学金の制度の中で免除ということはいけません。

先ほど、課長が答弁したとおり、移住定住の対策として、奨学金の返還に対する補助につきましては現在検討しているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第74号「公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） 議案第74号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第75号「公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第75号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 指定管理者の中身についてご説明願いました。その中で、国見まちづくり株式会社の問題点として、早急に赤字原因の分析、その改善が必要だということが書かれているんですけども、この辺については、町としてどのように考えているのかお答え願います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

第三者評価選定委員会から報告書を町に提出いただいております。その報告書には、赤字原因を解明して解決に向けて進めてみてはどうかとする内容が入っております。昨年、今年と、コロナの影響で、会社も赤字体質になってございまして、なかなか厳しいことになってございしますが、会社で、現在、中小企業診断士による経営診断を受診しています。来年の3月ぐらいにはその結果が正式に出ます。まずは会社の経営診断結果も見ながら、町として、町の施設になりますので、しっかりと会社と連携しながら、今の状況を打開できるように今後進めてまいりたいと考えてございます。以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） その委員会の提案に基づいて、報告書にも書かれているように、黒字経営のための危機感を持って、100%町負担による出資割合については、町内出資法人を集うなどを検討することや経営責任を明確化するために取締役の役員等が出資することを次期指定管理期間中に取り組めるよう検討してくださいと、このように書かれていますので、その辺を進めて、いただきたいなと思っています。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第76号「公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 議案第76号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第76号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第77号 令和3年度国見町一般会計補正予算(第6号)

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第77号「令和3年度国見町一般会計補正予算(第6号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(阿部正一君) 議案第77号、令和3年度国見町一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番(蒲倉 孝君) 13ページですが、2款1項3目12節の委託料の公共施設総合管理計画の見直し、この345万円という委託は、どこの施設で何を見直したんでしょうか。

議長(東海林一樹君) 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

この委託料につきましては、現在個別計画の取りまとめを進めておまして、それを全て取りまとめた上で、以前に策定している総合計画の更新も含めてということになります。それを含めた上での、要するに個別計画を取りまとめて、最終的に総合計画にまとめ直す金額ということになりますので、個別計画全てということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、次に、5 目 1 3 節使用料及び賃借料 3 0 万円は、公用車リースに係るとありますが、リース料というのは上がることはないんですが、なぜでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 上がるという問題ではなくて、1 台プリメーラという車があったんですけども、過去に震災で東京都からいただいたものが廃車になって、1 台減になっております。その代わりに今回はリースを新たに計上したということで、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、次に、同じ 1 4 節工事請負費ですが、観月台公園北側公衆トイレ等の撤去補正とありますが、こういったものというのは見積りを取って行うのではないのかなと思うんですけども、なぜ補正が必要なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 工事請負費につきましては、町側で設計をしまして新たに発注をするということですので、補正予算に上げることについては特に問題はないと考えております。当初予算ではなくて、補正の財源の中で危険なトイレと危険な水車の撤去を進めたいということで、今回、新たに計上させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、次に、6 目 1 2 節委託料ですが、安全施設台帳管理システムの更新に係るということですのでけれども、更新というのは事前に分からないものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今回、補正でお願いをいたしましたシステム改修業務は、議員おっしゃるとおり、安全施設台帳システムでございます。こちらにつきましては、以前より使用しておりましたが、機器の老朽化、それからシステムも老朽化ということで何とか使用しておりましたが、どうもシステムが止まりそうだという状況もありましたので、今般、補正予算でお願いをいたしまして、システムの更新を計上したところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 最後になります。8 目 1 2 節委託料なんですけれども、M a a S 事業に係る委託料の補正増とありますが、これも何で委託料が 4 6 0 万 7 0 0 0 円増えるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

M a a S 事業の委託料についての補正でございます。こちらは、今年度当初で、まちなかタクシーの運営につきまして補助金という形で国見町商工会にお願いをしております。その分が 9 月いっぱいということでございました。その後、町で直接運営をするということの中で、いわゆる下半期分の運営のための業務委託を新たにする必要が出てきたということで、今般、委託料として補正計上をお願いしたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

1 0 番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねいたします。

歳入における土地売払収入で 5 0 4 万 7 0 0 0 円とありますけれども、まず、国見町の土地を売ったということなんですけれども、それはどこを意味しているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

この部分は、ご存じのとおり、現在国道 4 号拡幅工事が進んでおります。その関係で町有地に係る分を売却したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

1 0 番（渡辺勝弘君） 国道 4 号の拡幅のために町有地の売払いをしたということは理解しました。とすると、今後、これから 4 号線がずっと北進しますので、拡幅工事のために、まだほかに町有地として売り払わなくちゃいけない土地があるのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） あります。1 つは普通財産になりますけれども、上野集会所の底地が町有地になっております。そこと、もうひとつは教育施設になります、中学校の一部がかかるということで、この 2 か所は今後契約を進めていくことになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

11番（松浦常雄君） 15ページの3款民生費、1目19節の子育て世帯への臨時特別給付金4855万円とありますが、これはコロナ禍による困窮者ということで、子育て世帯には子ども1人当たり10万円給付するということだと思えるんですけども、その支給については、5万円が現金、5万円がクーポン券という政府の説明でしたけれども、ほとんどの自治体は現金支給を望んでいると。つまりクーポン券を発行するのに国全体として900億円もかかるということ、また使い勝手が悪いということで、そういう声が報道されております。町としては、この点についてはどうお考えなのか伺います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

町としましては、今回補正予算で上げております、先行する5万円の現金給付を年内に開始したいと考えてございます。残りの5万円分については、今ほど議員おっしゃられたとおり、国がまだ動いている状態です。国の動きを注視しまして、現金給付する際の条件など国の具体的な方針を受けて、現金給付とするか、クーポン給付とするか検討したいと考えています。条件が整えば、クーポン券ではなくて、多くの子育て世帯が望んでいる現金による給付を行いたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上 一君。

7番（村上 一君） 16ページの農業振興費なんですけれども、その中で米価下落支援事業ということで1735万9000円ということなんですけれども、1俵当たり60キログラムに対して600円の補助が出るというんですけれども、その中で、農家の場合、出荷米と保有米もありますが、出荷分だけにその支援金が入るのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

16ページ、米価下落支援事業として1735万9000円の補正予算をお願いしてございます。中身としましては、国見町で生産された米のうち出荷をする米、1俵60キログラム当たり600円を支援するもので、対象はあくまで出荷する主食用米のみで、今、考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 国見町では60キログラムに600円出すということであるんですけども、桑折町では300円ということで、差がある気がするんですけども、これは、町独自で上積みしたのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまお話ありましたとおり、国見町では1俵当たり600円、お隣の桑折町では1俵当たり300円、プラス加算で150円で最大450円で、差があることは現段階で事実だと思いますが、国見町としましては、おととしの令和元年東日本台風、昨年のせん孔細菌病、そして今年の凍霜害と、3年続けての自然災害等によって、農家の皆様が大変苦しんでいます。今年は4月の凍霜害で苦しんでいたところに10月の米価下落で、今年度だけでもダブルパンチのような形になりますので、町としましては、水田農家を含めた農家の生産意欲の減退を何としても防ぎたいということで、町独自で上乘せして、1俵600円で何とか農家の皆さんの支援をしまいたく、単価を設定させていただきましたので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林聖治君。

6番（小林聖治君） 予算書の16ページから17ページにかけてなんですけれども、6款農林水産業費、6目農地費の14節工事請負費、町単独事業の詳細をお伺ひします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 6番小林議員のご質問にお答えいたします。

農地費の請負工事の内訳ということでございますが、主に用水路の関係の修繕ということで計上してございます。主なものとしては、藤田滑沢地内の水路と、あとは孝徳水路の修繕等々で計上させていただいたものでございます。

以上、説明といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 15ページになります。1項保健衛生費の中の3目環境衛生費の中の14節の工事請負費ということになりますけれども、内容的には、住民防災課の所管だと思うんですけれども、災害廃棄物処理事業の査定による工事請負費の補正増ということなんですけれども、まず、工事請負費補正増の中身についてお伺ひします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

環境衛生費の工事請負費、撤去工事ということで記載をされております。災害廃棄物処理事業でございます。この補正の中身でございますが、6月の補正予算のときに、この災害廃棄物処理事業については計上させていただいた経過がございます。この時は、まだ国の環境省の災害査定確定前でございますので、概算で事業費を上げさせていただいたということでございます。その後、国の環境省の災害査定が終了し、トータル5億4000万円ほどの災害査定額となりましたので、今般、今までの解体事業の実績と合わせ、災害査定金額まで補正予算をお願いをしたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 6月のは概算で、今回確定をし、こういう金額になりますので補正をお願いしたいという中身でよろしいですね。そうすると、概算の中には旧ホテルプリンスの補正増もこの中に入っているのか、その点についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

旧ホテルプリンスの解体につきましては、6月の時点で想定はしていたものでございますが、事業費ベースで考えますと、アスベストが出たりとかということで事業費はかなり大きくなってきているということもあり、また全体の住家、非住家の解体の件数もかなり増えてきたということでの補正増ということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） ページ数は14ページ。3件ほど質問と確認をしたいと思います。

この中で、3款民生費の社会福祉総務費の中での福祉灯油費。今、国会が開かれております。県議会も開かれております。そこでも問題になってはいますが、国、県でも助成を考えているというけれども、まだ決まっておられません。この灯油費の450万円は町独自の計画でやっていて、実はこれからの追加議案にも影響しますので確認したいと思うんですけれども。まだ県なり、国の補助は来ていないと。いわゆる町の単独の事業で今回は補正計上したということなんでしょうか。福祉課長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

今回、行おうとしております灯油購入費の助成ですが、原油高の高騰対策ということで行うものでございまして、国におきましては、国で閣議決定されていますコロナ経済対策の中におきまして、地方自治体が行う、こうした灯油購入費の助成の事業に対しまして特別交付税措置を講ずるということで支援を行う予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） そうしますと、今回の国で、今、国会を開いておりますけれども、補正予算の中で対処すると。よって、補正予算が可決、決定しなければ、まだ決まらないんだなと思っておりましたけれども、実を言うと、追加議案の中で意見書を出しますけれども、その中で、国なり、県の補助をぜひともお願いするという文面がありますので、確認した次第です。

同じく確認したい点です。

次のページの第3款民生費、先ほど11番議員の質疑にもありましたけれども、もう一度確認したいと思います。

子育て世帯への臨時特別給付金4855万円は、これはあくまでも5万円の分。こ

これは昨日の国会の内閣総理大臣の答弁によりますと、今の補正予算の中ではなくて、前の予算から出すんだと、この5万円は。後の5万円は、今、審議している補正予算から出すんだという答弁になっていますから、恐らく今回の補正は5万円で、もし10万円現金を給付するというときには、改めて補正予算なり、専決処分なりして対応すると、そう理解していいんでしょうか、答弁願います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

国がふらふらしております、地方自治体にきちんとした情報が来ていないということ、途中経過しか今は分からない、省のほうでもまだ決まっていないということもございまして、決まり次第、今回の補正以外の部分については、専決処分もあり得るものと考えているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 3つ目の質問で、これも今、10番議員の質問に関連する質問です。

第4款の衛生費の環境衛生費の1億4600万円の補正増は、今日、議運にかかりました追加議案も含めて1億4600万円の追加補正なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

色がついているわけではありませんので、この分で取ったということではございませんが、もともと旧ホテルプリンス、いわゆる宿泊施設の解体については、当初から予定をしていたものでございます。ただ、事業費はかなり当初より大きくなってきているのが事実ですので、宿泊施設ばかりだけではなくて、ほかの一般の住家、非住家の件数が増えてきている状況もございましたので、それに併せて国の災害査定金額、限度額いっぱいまで補正をお願いしようという内容でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ページ数は17ページになります。

2項道路橋梁費、2目の道路維持費の工事請負費で500万円という数字が上がっております。この中身につきましては、町道2086号線等の安全対策に係る工事請負費の補正増という内容を聞きましたけれども、まず、その安全対策というのはどういふことのための工事だったのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

まず、この補正の内容でございしますが、1つには通学路の安全対策としての補正ということございまして、町道2086号の修繕につきましては、西根堰沿いを通る

町道で、その防護柵が今、破損しているという状況でございますので、その破損した防護柵の修繕としてガードレール等の設置を行って、転落防止を図っていきたくするものでございます。

また、そのほかとしましては、道路の標示など通学路の安全対策を図っていきたくと考えているものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 通学路の安全対策ということで理解いたしました。通学路ということで、これは小学生あるいはそこを通学路と考えている子どもたちのための安全対策だということで理解いたしました。とすれば、今後もこういう通学路を十分に把握していただいたときに、もっと危険度が高いところがたくさんあると思うんですけども、優先順位でこれが一番だとは思って補正予算を組んだということだと思んですけども、今後2番目、3番目の安全対策を行う箇所があれば示していただきたいと思うんですけども、あるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えします。

この危険箇所というのは町内に数多くあるということでございますけれども、危険度に応じた優先順位というのもございますので、その危険度に応じた修繕を順に行っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 最後にお尋ねしますけれども、これは通学路の安全対策ということで建設課がやるんですけども、その前に通学路の危険箇所の情報を把握しているのは、建設課ではなく、教育委員会だと思んですけども、教育委員会としては、こういうところに安全対策をしてほしいという部分があるとは思んですけども、その辺はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

今年度におきましても、小学校の保護者会、PTAの方部育成委員会で、子どもたちの安全路についての要望をいただきました。全部で二十数件のうち通学路については17件だと記憶しております。それにつきましては、各方面、警察ですとか、町ですと建設課、住民防災課で、それぞれ対応策を、さらには交通関係の機関も加えながら対応してきたというところでございます。

件数では、うち約12件ぐらいについては方向性が確認できて、さらに残っている場所についても、町の担当部局、建設部局と交通安全部局と教育委員会で対応したという経過で、その中で、今回、西根堰の関係の安全策というのが出てきたところです。今年度につきましては、要望のうち課題が1件だけ残っており、大木戸地区のスクー

ルバスの関係ですが、そのように毎年、PTAの各方部会から危険箇所について要望をいただきながら、できるだけの対応しておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 先ほどM a a S 事業の件で確認できなかったことが 1 件あったので。

商工会から町に移動したということで委託料が増えたということだったんですが、まちなかタクシーとか、デマンドタクシー、2 種類あると伺ったんですけども、1 2 月で病院タクシーは終わるとなっているんですが、この委託料が増えるというのはどちらのほうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました。まちなかタクシーの部分の委託料でございます。病院タクシーのほうではございません。まちなかタクシーのほうの委託料でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 7 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第 7 7 号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 1 1 時 3 5 分まで休議いたします。

（午前 1 1 時 2 7 分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 3 5 分）

◇ ◇ ◇

◇議案第 7 8 号 令和 3 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議長（東海林一樹君） 日程第 1 1、議案第 7 8 号「令和 3 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 議案第78号、令和3年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）のご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第79号 令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第79号「令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（穴戸浩寿君） 議案第79号、令和3年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇常任委員長報告（陳情第18号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、「常任委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第18号の審査結果について、総務文教

常任委員長より報告を求めます。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 去る12月7日本会議終了後、委員会室において総務文教常任委員会を開催し、陳情第18号を審査いたしました。なお、福祉課長に出席を願ひまして、この陳情書の説明等をお願いしております。

陳情書は、住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する陳情でありまして、今定例会で先ほど補正予算が可決されまして、国見町でも灯油代値上げによる450万円の補助をすることが決定しましたので、この陳情に対して、反対する何者も異論がなかったわけです。したがって、満場一致で可決、決定いたしました。なお、決定しましたので、意見書も提出することに決まりましたことを併せて報告いたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第18号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 追加日程がありますので、暫時休議いたします。

（午前11時43分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時44分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） ただいま追加提案した議案についてご説明します。

議案第80号「工事請負契約の締結について」は、入札会で契約相手方が決定したため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、予定価格が5000万円以上であることから、議会の議決を求めるものです。

慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇議案第80号 工事請負契約の締結について

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第80号「工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 議案第80号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 住民防災課長にお尋ねいたします。

先ほどの補正予算でもありましたように、1億4600万円ほどの環境衛生費で取ったということなんですけれども、その中には旧ホテルプリンストンの部分もあるということでしたが、今回の工事請負契約は、旧ホテルプリンストンだけのことを出していると思うんですけれども、9295万円というのは、先ほどの補正に入っているのか、あくまでもこれはこれで、先ほどの補正は別として予算を組んでいるということの理解でよろしいでしょうか。お伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（澁谷康弘君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

予算のときに申し上げさせていただきましたが、重ね重ねになれば申し訳ございません。

6月定例会でお願いをいたしました補正予算でございますが、その段階でも旧ホテルプリンストンは含まれておりました。今回は、その後の災害査定や、あと実際に設計を組む際の精査によって、アスベストが含まれていたという事実が判明をいたしま

した。そのことにより工事費がかさんだということと、それから、もう一つは、全体的な件数が増えたということが原因で補正予算をお願いをしたところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇発議第7号 住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する意見書

議長（東海林一樹君） 日程第15、発議第7号「住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第7号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。13番八島博正君。

13番（八島博正君） 発議第7号、住民税非課税世帯への灯油代等暖房費緊急支援に関する意見書の提出の提案理由を申し上げます。

提案理由は、ただいま書記が朗読したとおりでございますけれども、先ほどの本会議でも確認しました。緊急に支援することには決めましたけれども、その財政的なバックは決まっておりません。よって、今回の意見書の提出になりました。

よろしくご審議の上、ご決定願いたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第7号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第16、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第17、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（引地 真君） 令和3年第8回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶します。

ご提案した議案は、格別のご理解により原案のとおり議決いただいたことに感謝します。ありがとうございました。

ここで、報告をいたします。

1つ目は、国見町が構成町となっている伊達地域農業振興協議会は、新型コロナウイルス患者の介護、ワクチン接種に昼夜を分かたず業務にあたっている伊達市、伊達郡内の医療機関に従事する医療者に、感謝とその労に報いるため、国見産を含むコシヒカリの新米を贈ることとしたこと。2つ目は、県内3位の面積を持ちます優良種子圃場、これを有する国見町の種子生産組合を取り巻く情勢が大変厳しいことから、県農林水産部長を相手に要望を伝えることとしています。現在、その調整中です。この2つをご承知おきください。

議員には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策に理解をいただくとともに、議員としての資質を高め、議会のルール、そして、役割と責任を再度自覚され、町とともに出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年第8回国見町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時59分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月10日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 渡 辺 勝 弘

同 署名議員 松 浦 常 雄